

西村吉正氏ヒアリングの趣旨

西村吉正氏はバブル経済真っ只中の89年6月、大蔵省銀行局担当の大臣官房審議官に就任し、土田正顕銀行局長（当時）の下、金融行政に携わることとなった。

財政金融研究所長に異動するまでの3年間、西村氏は総量規制の導入（90年3月）と解除（92年1月）、地価税の施行（同）などに立ち会っている。総量規制の導入当時は次席審議官であり、直接の担当者ではなかったが、関連情報を間近で知り得る立場にあった。一方、解除の際には当事者として関係各方面との調整などに当たった。総量規制は住専を含むノンバンクを対象外にしたこと、農林系金融機関への規制が緩かったことなどが後々、批判の対象となった。総量規制の導入及び解除に至った背景や経緯と総量規制の導入、運用及び解除を巡る評価を聞く。また、経済企画庁計画課長への出向時代（86年6月～88年6月）、経済計画策定の際に議論したという地価税に関しての評価も伺う。

また、銀行局審議官在任中の91年以降、大手金融機関の不祥事や中小金融機関の経営危機が相次いで表面化し、日本の金融機関が抱える不良債権の規模に内外の関心が集まるなど、後にバブル崩壊のシグナルとされる問題が次々と発生する。当時、大蔵省はこれらの問題をどう考えていたのか、その問題意識についても振り返っていただく。

西村氏は94年6月、銀行局長として金融行政に復帰すると、東京協和・安全の2信組に始まり、コスモ信組、木津信組、兵庫銀行な

どの金融機関の破綻処理に責任者として奔走する。こうした数々の破綻処理の経緯やその裏側について、現場の生の証言は大変貴重である。また、氏の豊富な行政経験の中でも最大級の事案であった住専問題処理と大和銀行ニューヨーク支店巨額損失事件に関しても、エピソードを交えながら語っていただく。

西村氏は在任中、「平成銀行（東京共同銀行）」構想、不良債権の定義拡大と破綻処理の枠組みを示した「金融システムの機能回復について」公表（95年6月）、預金保険法の改正（96年6月）などバブル崩壊後の金融システムの維持・安定を主眼とした数々の施策に取り組んだ。こうした施策の狙いや導入の経緯、成果などについて伺う。

西村吉正氏略歴

西村吉正氏年譜		関連出来事年表
1940年(昭和15年)	滋賀県大津市で誕生	
1963年(昭和38年)	東京大学法学部卒業、大蔵省(現、財務省)入省	
1969年(昭和44年)	芦屋税務署長	
1979年(昭和54年)	外務省欧州共同体日本政府代表部一等書記官(併任)在ベルギー日本国大使館、欧州共同体(E C)日本政府代表部参事官	
1982年(昭和57年)	大蔵省主計局給与課長	
1984年(昭和59年)	大蔵省主計局主計官(防衛予算担当)	
1985年(昭和60年)		9月―蔵相・中央銀行総裁会議(G5)ニューヨークにて開催。 ドル高是正の経済政策協調推進で一致(ブラザ合意)
1986年(昭和61年)	経済企画庁総合計画局計画課長	9月―経済対策閣僚会議、総合経済対策を決定(内需中心の景気拡大・雇用の安定などにより、経済の拡大均衡をめざす) (約3兆6000億円)
1987年(昭和62年)		2月―主要国蔵相・中央銀行総裁会議パリにて開催。黒字国の内需拡大(低金利政策)、為替レートの現水準での安定化を確認(ルーブル合意)。2月―公定歩合引き下げ(3・0%↓2・5%・89年5月まで)。5月―経済対策閣僚会議、緊急経済対策を決定(約6兆円)。10月―大暴落(ブラック・マンデー)
1988年(昭和63年)	大阪税関長	7月―B I S中央銀行総裁会議・バーゼル銀行監督委員会「銀行の自己資本比率の国際的統一基準」を決定
1989年(平成元年)	大蔵省大臣官房審議官兼銀行局金融先物取引所監理官	5月―公定歩合引き上げ(2・5%・87年2月より2年3ヵ月↓3・25%)
1990年(平成2年)	免兼銀行局金融先物取引所監理官	3月―金融機関の土地関連融資の総量規制を示達

1991年(平成3年)		大蔵省大臣官房審議官・日本銀行政策委員会大蔵省代表委員、大蔵省会計センター所長兼大蔵省財政金融研究所長
1992年(平成4年)		大蔵省大臣官房審議官・日本銀行政策委員会大蔵省代表委員、大蔵省会計センター所長兼大蔵省財政金融研究所長
1993年(平成5年)		4月―新総合経済対策決定 総額13兆2000億円
1994年(平成6年)	大蔵省銀行局長	2月―総合経済対策を決定 15兆2000億円。2月―「金融機関の不良債権問題についての行政上の指針」を発表
1995年(平成7年)		1月―阪神・淡路大震災。3月―東京共同銀行が営業開始。6月―「金融システムの機能回復について」を発表。12月―6850億円の財政資金投入を含む住専処理法案決定
1996年(平成8年)	大蔵省退官、スタンフォード大学特別客員研究員	6月―住専処理法など金融6法成立。11月―橋本総理「日本版ビッグバン」を指示
1997年(平成9年)	早稲田大学教授	7月―アジア通貨危機。11月―三洋証券会社更生法の適用を申請。北海道拓殖銀行が北洋銀行への営業権譲渡を発表。山一證券大蔵省に自主廃業を申請
1998年(平成10年)		10月―日本長期信用銀行の特別公的管理を決定、初の民間銀行国有化。12月―日本債券信用銀行も国有化
1999年(平成11年)		3月―金融再生委員会が大手15行の経営健全化計画を承認(7兆4592億円の資本注入)
2003年(平成15年)	博士(学術)(早稲田大学)	

第2部 オールヒストリーインタビュー③

西村 吉正 氏（元大蔵省銀行局長）

日時 2010年2月26日（金） 14時～17時20分
場所 内閣府（合同庁舎4号館） 443会議室

総量規制以前の貸出増について（1989年夏）

【竹中】 西村先生は89年6月に（大蔵省）銀行局の審議官（兼銀行局金融先物取引監理官）にられました。90年3月に総量規制が出るまでは、かなりの貸出増だったと承知しております。総量規制を出すまでの金融機関の貸出増については、当時どのような認識でいらったのでしょうか。

【西村】 おそらく、そういう質問をされるのは、総量規制というのがやり過ぎであったのではないかという印象をもったうえでのご質問じゃないかなという気がするんですね。当時は、不動産融資が非常に増加していることが世の中挙げての批判の対象だったわけです。どのように感じていましたかと言うけれども、ともかく土地の値上がりや何とかしろ、不動産融資に原因があるのだからそれを何とか抑えろという声は、自民党やメディアも含めて世の中に満ちていたわけです。サラリーマンが家を持ってない。年収の5倍が限度なのに、それをはるかに超える地価の値上がりが続いているのを何とかしろ、という声を背景に、ああいう議論が出てきたわけです。

伝統的に、伝統的にという言い方は変かな、少なくとも当時の大蔵省の銀行行政の担当者は（総量規制を）やりたくなかった。非常

に消極的だったんですね。なぜならば、「自由化・国際化・証券化」というキャッチフレーズの下に日本の金融行政の規制を緩めていこう、という全体の流れの中で起こったものだからです。しかもこれは規制の中でも極めて劇薬の規制です。一方で金利自由化の最終段階を進めているなかで、そんな貸出規制しろなんていうのは、気持ちにはわからないではないけれども気は進まないな、というのが基本的なスタンスだったわけです。

そのなかで、どのように感じていましたか、というご質問に対しては、確かに最近の地価の上昇は異常だな。その背景には銀行の融資の問題が非常に密接に結びついているな。何とかしなければいけない、というのはわかるけれども、行政としてそれに直接介入するのはいかなものかな、というのが当時の（当局の）多くの人の気持ちだったと思いますね。

【竹中】 総量規制の経緯の背景としては、今おっしゃられた通り、サラリーマンの人たちが年収の5倍で家を持ってないということがさーんざん言われるようになり、「何とかしろ」ということでやったことになっています。土田（正顕）さん（当時の銀行局長）は既に死亡になりましたが、ざつぱらんにお伺いすると、それはやはり官邸というか総理あるいは大蔵大臣の意向が非常に強く銀行局に働いたということでしょうか。

【西村】 いや、私は直接の担当者ではなかったのですが、そのことを知っているわけはありませんが、当時の政治の仕組みは今みたいな官邸主導ではなかったというようなこともあるけれども、官邸の指示とかそういうことはおそらくなかったと思います。

むしろ、当時の政治的圧力とか心理的な圧迫感としては、自

民党の財政部会や金融問題調査会にしょっちゅう呼ばれたりした。要するに、自民党の政調（政務調査会）そのものであったり、あるいはその部会であったり、そういうところに呼ばれて、「おまえら、何をしているんだ」と言われることがあり、それに対する何かの答えを出さざるを得ないなと（いうことがあった。また、そういうことを政治家が言う背景には、毎日のように新聞に出るわけですよ。「なぜ、あんな総量規制なんか出したんでしょ」と言う人はおそらく、当時はまだ30歳以前だった人だと思うんですね。当時、既にある程度の社会的な地位にあった人であれば、その人自身も「これを何とかしろ」と言っていたのであって、「なんでやったのか」と言われれば、「あなたが言うからやったんじゃないか」というような感じですね。

それは、政治家に対しても、マスコミに対しても（同じで）、皆さんに尻を押されて、正直なところあまり気が進まないけれども何とかせざるを得なかったというのが、当時の事務的な責任者であった土田さんのお気持ちじゃないかなと思いますね。

【竹中】 皆さんそうおっしゃいますし、当時の新聞にも「何とかしろ」という話はたくさん書いてあります。それから、実際にその後総量規制を解除するときも、まだ地価バブルの懸念があるときにやっていいのかどうか、というようなことが社説に書いてあったりします。投機的な融資を何とかしなくてはならないという話はさんざんあったと思いますが、その中で具体的な手段として総量規制がなぜ選ばれたのかということについて、その経緯をご存じでしょうか。何かほかに手段がなかったのかどうか、という意味ですが。

【西村】 それは非常に明瞭です。総量規制の前に金融機関に対し

て、不動産融資の自粛を求める銀行局長通達をたしか4回出していると思います。しかし、ちっとも効かないではないか、そんな生ぬるいことではダメじゃないか、というのが世の中のマスコミあるいは与党を含めてのご批判だったわけです。「いやいや、しかし自由化を進めているなかですから」と（我々が）言うのに対して、「そんなことを言うけれど、君、73年（昭和48年）に土地関連融資規制というものをやっただろう。あれをやればいいじゃないか」ということで、我々がそういう提案をしたというよりもむしろ、「もう1回あれをやればいいじゃないか。あのときできたのになぜできないのか」というのが世の中の批判だったわけです。

このときやったことは、オイルショックのときよりも緩やかですよ。オイルショックのときはもつと全般的に綱をかけたし、措置の内容としても厳しい直接的なことを狂乱物価に対してやっているわけですね。今回はさすがにそこまではやらないけれども、「あのときできたことがなぜできないんだ」という声に対して同じようなことをやらざるを得ないかな、というのがこの不動産融資総量規制であって、これ自身はあのときの措置に比べるとマイルドなほうです。

【原田】 そのときの事務当局のご懸念は、そもそも自由化しているときにこんなことをやっていいのかな、ということだったと思いますが、総量規制が効き過ぎるというような心配は全くなかったのですか。

【西村】 当時の雰囲気として、効き過ぎることを懸念する人はまじりなかったと思います。それが証拠に、総量規制をやったときの記録がここにあります。（土地関連融資通達 平成2年6月 銀行局

総務課企画係」のタイトルの厚さ5センチほどのファイルを示しながら）こういう経緯で総量規制をやりましたと（いう記録で）、当時の新聞の切り抜きもありますが、こんなものは尻抜けだ、こんなことは効き目がないに決まっている、という評価ばかりです。新聞というのはだいたいそういうものだけれども、世の中の受け取り方としては、効き過ぎを懸念するよりも、むしろ尻抜けだろうという受け取り方のほうが多かったですね。

総量規制とノンバンク、3業種への融資報告義務と 農林系統金融機関

【竹中】 これは必ず出る質問で、さんざんいろいろな人に聞かれているかと思いますが、住専が問題になったときに総量規制の内容が問題になります。結果的にノンバンクを総量規制の対象外にした、それから、農林系金融機関には不動産業への融資規制を行っただけでいわゆる3業種規制をしなかった。そのために農林系金融機関からノンバンクである住専に行き、住専から不動産への融資がその後続くわけです。これは結局、農林系金融機関を主管しているのは農水省なので大蔵省はあまり口出しをできなかったということで、いわゆる縦割行政とか所掌事務の問題だったのでしょうか。

【西村】 その問題はむしろ住専のところでお答えしたほうがいいのかもしれませんが、まず先ほど言ったように、銀行行政としては、規制を強めるようなことはあまりしたくないという気持ちですが基本的に根っこにあるわけです。しかし、何かやらざるを得ない。やらざるを得ないけれども、理屈も何もない、根拠もないようなことをや

ることは避けたい、という気持ちがあったわけですね。

そこで、まず第一番目の「（不動産融資をする主体として）なぜノンバンクを規制対象としなかったのですか」ということに関して、明確な規制の根拠があるものとどめよう、免許をもらって行政の対象になっているようなものを総量規制の対象にしましょうということ、それはすなわち預金取扱金融機関なんです。銀行法に基づいて検査をする対象になっているとか、信用金庫法に基づいて検査をする対象になっているとか、要するに行政の直接の対象になっている金融機関、もっと端的にいえば（行政の）検査を受ける立場の金融機関に対しては、強い規制をする権限というか法律上の根拠があると考えていいんだろうな。だからそのような金融機関に対して総量規制をかけることにしよう。

（他方、）そういう根拠のないところにまで、ああしろ、こうしろと言うのは控えましょう。それはノンバンクですね。ノンバンクというのはそういう根拠がないんです。業法というものがないんです。貸金業規制法というのがあったことはあったけれども、あれは、取り立てのときに大声を出したりしてはいけないというような規制であって、お金の貸し方というような問題ではないし、検査の対象といっても、違法な行為に対する取り締まりというものであって、銀行や信用金庫に対する規制・監督とはちよつと違う。そういう意味で明確な根拠のあるものにとどめましょう、というのが第一番目の問題だったわけです。したがってノンバンクは除きました。

もう一つの柱として、3業種に関する融資の報告義務というものがあります。3業種というのは、不動産業、建設業、ノンバンクで

す。ここでノンバンクが出てくるんだけど、不動産業、建設業、ノンバンクに対する融資をどれくらいしたのかを報告してください、ということです。その報告を義務付ける対象になぜ農林系統を含めなかったのか、ということですね。

これは今あなたがおっしゃったことと近いのですが、銀行や信用金庫は大蔵省に直接報告をしてください。農林系統金融機関に関しては農林大臣と大蔵大臣の共管です。だから、形式的に言えば、大蔵大臣と農林大臣あるいは銀行局長と農林省の経済局長に報告してくださいということだけれども、霞が関の仁義という変だけれども、いちおう農林省がグリップを持っているところについて、（農林省が大蔵省に）「しっかりやっていますからご心配なく」と言うのが行政当局間の普通の仕切りです。だから農林系統金融機関に対しては、大蔵省から見ると、そこまでしなくても、思うくらい（農林省が）グリップを強くしておられるところだから、我々がそれ以上に、ああしてください、こうしてくださいと言うことはない。農林省にお任せしますという気持ちで、銀行局長への報告を義務付ける対象にしなかったということだと思います。

【**竹中**】 そのとき、農林省は農林大臣にも報告義務は別に課しているということですか。それとも、（通達を）出すのが大蔵省だから、農林大臣様への報告をお願いする話ではないということですか。

【**西村**】 というよりも、おそらく実態としては、そんな通達を出さなくても、それ以前から系統金融機関の融資内容について農林省は非常にきっちり把握しておられたと思いますよ。農林系統金融機関の経営者は農林省だと言ってもいいくらいの深い関係を持っておられたのではないかと思いますから、この段階であえて「融資内容

を報告しなさい」と（言う必要もない）。民間金融機関の感じとはちょっと違うと思いますね。農協とか系統金融機関は半ば公的な金融機関であって、例えば大蔵省が国民金融公庫や日本開発銀行に関する情報を得ているのと同じぐらいの密度で、農林省は（情報を）得ておられたのではないかと推測するし、おそらく（その推測は）そう外れていないと思います。

【**原田**】 その頃既に農協は貸出先がなくて困っていた。困っていたから変なところに貸してしまったのだろうと思いますが、そういう状況を当然農水省はつかんできたと思うのですが、どうだったでしょうか。農水省は、農協に運用先がなくて変なところに貸さないか、という心配はもっていなかったのでしょうか。他省のことですから、なかなかおわかりにならないと思いますが。

【**西村**】 それは当時の農水省の人に聞いていただくべき質問だと思いますけれども、当時の農水省の立場からすると、お金はほとんど集まってくるわけですね。特にバブル期には、練馬の農家とかそういうところにはいっぱい入ってくるわけですよ。そういう土地の値上がりによる所得の増加分みたいなものが、農協の預金としてどんどん入ってくる。しかし、農村地帯あるいは農業部門には資金需要はほとんどないことから、運用に非常に困っておられたと思いますね。

系統金融機関としてはおそらく、住専あるいは不動産会社しか貸すところがないな、そういうところなら借りてくれるな、ということとで、そういうところに相当ウエイトがかかったお金の貸し方をしていた。常識的に見れば、同じバスケットに卵がいっぱい入っている状況はリスク管理として決して適切ではなかったと思う。当時の

監督に当たっている人たちにそういう点での認識が十分ではなかった、ということはあるかもしれませんがね。

【竹中】 わかりました。この話はまた住専のところで伺いできればと思います。

総量規制の解除について（1992年1月）

【竹中】 総量規制が92年1月に解除されることになりましたが、このタイミングについてはどのようにお考えになりますか。西村先生はそのときは財政金融研究所の……。

【西村】 いやいや、私は審議官でした。総量規制を出すときも私は既に審議官だったけれども、次席の審議官であって直接の担当ではなく、上席の審議官が主として扱っていました。局長直轄と言ってもいいかもしれません。だから、かけるときはあまり当事者意識がないんです。けれども、解除するときには、私が一番責任ある立場で仕事をしました。

そのきっかけは、土田局長はもともとこれ（総量規制）に対して非常に消極的だったんです。彼はかけてはみたけれども、やっぱりあまり自分の好みではない（好みという言葉は良くないですね、適当な言葉がないけれども）、あまり意に沿わない施策なので、できれば早く解除したいというので、補佐役でいた私に対していつも、「あれ、ぼつぼつ（解除しても）いいんじゃないかな」と催促されていた。私もそう思っていましたから、折を見て解除したいと思っていました。

それで、私は当時の国土庁（鎮西迪雄）土地局長のところによく

相談に行きました。「もうぼつぼついいんじゃないですか」と。これは地価対策だから、国土庁がうんと言わないと解除できないわけです。政府の中で、銀行局が局長通達で出したから（といって）、自分だけの判断でやめます、というわけにいかない。

【竹中】 そうですか。そこは不勉強で恐縮ですが、この前もそういう話を聞いたんですが、国土庁……。

【原田】 でも、両方で出したのですね。

【西村】 もともと自民党に呼ばれてあしろ、こうしろと言われるときはいつも、銀行局長と土地局長が一緒に呼ばれるわけです。国土庁は総合地価対策みたいなものを出せ、具体的には、大蔵省が銀行に対する融資規制、それから地価税をやれと（いうことで）、具体的な施策は大蔵省の問題が多いけれども、全体の地価対策としては国土庁の土地局長が責任者になるわけです。

そういう経緯があるから、総量規制を解除するときも、政府の中の意思統一という意味で、一番重要なパートナーは国土庁の土地局です。相談に行くと、土地対策の責任者としてはやっぱり「いや、まだ心配ですから」ということで、安心なんか絶対にできないわけだから心配されるわけですね。「まだ地価は上がっているでしょう」ということで、地価が上がっている間はどうも言ってくれない。そして、91年9月の地価統計でようやくちょっと下がったんです。それで私は土地局長のところへ行って、「下がったじゃないですか。もういいでしょう」と。土地局は渋々、「それじゃ解除することに反対はしません」ということになった。

しかし、世の中にはやっぱり非常に心配する人がいた。私が一番気になっていたのは、当時の経団連会長の平岩（外四）さんでした。

なぜかという、その数年前、87、88年の頃、私は経済企画庁の計画課長として経済審議会を担当していました。その経済審議会の会長が平岩さんでした。平岩さんは経団連会長だったけれども、当時、地価の高騰を大変心配されていた。こういうことで日本の国民は大変困っているのではどうかしなければいけない。地価の高騰について政府はもっと真剣に考えるべきだ、ということをも、経済審議会の会長として、会議の場ではなくいろいろ話をするなかで（おっしゃって）、非常に深刻に考えておられた。

そういうことを私は前から知っていたものだから、私が経団連の会長にお話に行くのも本当は憎越だけれども、前からご指導いただいていたこともあって、こういうことで不動産融資規制を解除しますというご報告に行きました。残念ながらそのときお目にかかって直接お話しする時間がなかったんだけれどね。あまり前に言うわけにいかないし、いつ行っても会えるという話でもないから。それで、ご心配かもしれないけれども、この辺がちょうど潮時だと思うので解除します、というような手紙を書いて秘書の方にお預けしたような経緯があります。

これが一つの象徴だけれども、当時は、財界も含めて皆、地価の動向に非常に敏感だった。今はちょっと沈静化したけれども、今までの日本の地価動向からすると、ちょっと手を緩めたらまた元に戻る（のではないか）というのが多くの人の心配の種だった。現に、解除したときの新聞記事はほとんど（今日は持ってきていないけれども、解除したときの新聞記事もやっぱり家にあるんです）、「こんなことで手を緩めたら、地価はまた反騰するに決まっている」というご批判が多かったですね。

総量規制と自民党議員

【原田】 総量規制をしたとき、正常な土地取引でもお金が借りられなくて困るとか、企業が経営再建のために土地を売る場合も売れなくて困るとか、そういう意見も一方ではあったと思うのです。そういう意見はあまりなかったのですか。

【西村】 私の知る範囲においては、普通の人からはそういう声は聞いたことがない。

【原田】 一部の不動産会社が言っていただけであって、一般的な意見ではなかった、ということですか。

【西村】 確かにそういう陳情はありました。与党の議員に連れられた不動産業界の方々の陳情としては、幾つかありました。そういう立場の人たちがお困りになつていたことは、おそらく事実だと思う。ただ、当時の政府の政策全体の見地からすると、それをビジネスにしておられる方はお困りかもしれないけれども、国民経済全体から見るとやはり不動産融資は締めるべき時期なんです、我慢してください、というのがその陳情に対するお答えでしたね。

【原田】 与党の議員の先生も、それほど本気ではなかった、というのも変な言い方ですが……というか、支持者である不動産関係の方が困っておられるから一応陳情には来たけれども、国民はまた違うほうを向いているだろうし、一応やってみるけれどもそれほど本気でもない、という感じだったのでしょうか。

【西村】 それはそこまでその先生に聞いたわけじゃないけれども、おそらく当時の陳情団を率いてこられた先生のお気持ちとしては、有権者といっても多くの人は地価の値上がり何を何とかしろといまだ

に思っているだろうなど。しかし、こういうふうにはビジネスのうえで困っているのを無視するわけにいかないからということで、非常に微妙な立場で連れてこられたのではないかなど。そんなに正義感にあふれて責め立てるようなお話ではなかったという印象をもっています。

地価税について

【原田】 それから、もう一つ地価税があります。こっちは法律ですからすぐにはできないわけで、結局91年5月に公布されて、施行は92年1月になるわけです。ですからタイミングが少しずれているわけですね。地価税についてはどのようにお考えでしたか。そもそも入れるべきなのかという点の評価と、タイミングについての評価、両方をお聞きたいのですが。

【西村】 当時、自民党とか、地価対策を熱心に考えているような場へ出て行くと、「3点セット」というものがあつたんです。この地価問題をどうしたら收拾できるか。第1は、都市計画や土地利用計画をつくれというのがあつて、これは国土庁に対する宿題です。韓国が当時そういうものを非常にうまくやっていたように思うんですが、韓国でもやっているじゃないかという話でした。

それだけではなかなかうまくいかないもので、具体的な施策としては土地融資規制ですね。銀行局に対して融資規制をやれと。

三つ目の柱が地価税です。地価税については当時いろいろな議論がありまして、譲渡課税をもっと厳しくしろというのと、保有課税を厳しくしろというのと2説あつたんです。しかし、譲渡課税を厳

しくすると税金の分が上乗せになって、むしろ地価を上げる要因になるのではないか。(したがって) 地価対策として有効な税制は保有課税であるというのが、私が経済企画庁にいた頃、経済計画を作るうえで議論するなかでも、学者、評論家を含めた有力な議論であつて、保有課税が当時の一種の流行でした。

保有課税ということになれば、普通それは固定資産税です。ところが固定資産税はご承知のように地方税ですが、自治省はあまり乗り気じゃないんです。地方公共団体も乗り気ではない。それなら国税として地価税をやる以外ないじゃないかということで、当時は地価税はむしろ、学者、評論家のあいだで評価の高い最先端の政策でした。

ところが、理屈ではその通りなんだけれども、実際に税金をかけるとなると反対する意見も強い。本当は3年ぐらい早くできていれば、あるいはもう少し違った評価になっていたのかもしれないけれども、実際には不動産融資規制のあとに実施されたわけで、いわば地価が下がりがけたところでようやく実施されるというタイミングでした。生まれるタイミングは不幸だった。もう少し早く実施されていれば、もう少し高い評価を得られていたし、それなりの効果があつたんじゃないかなと思います。残念ながらちよつとタイミングを失したという面はあつたかもしれません。

宮澤総理の公的資金導入発言について

【竹中】 (西村さんは) 92年6月に大蔵省会計センター所長兼財政金融研究所長になられて、一時的に金融行政担当ではなくなられま

す。この時期に宮澤〔喜一〕総理大臣が軽井沢の自民党セミナーで、金融システムを安定させるために「公的援助をすることにやぶさかではない」という言い方で、公的資金導入を考えているのかと思わせるような発言をされます（92年8月31日）。この宮澤総理のご発言に対する省内の反応について、何か印象に残っておられるようなことはありますか。

〔西村〕 当時の世の中の雰囲気からすると、省内の反応というよりもそれ以前の問題だったと思うんです。世の中がそんなものを受け入れるわけがないじゃないか。受け取り方としては、ちよつと言葉は悪いけれど、非常識なというか突拍子もない発言だというものだったと思いますね。あとから考えてみるとなかなかの卓見であつたかもしれない、という評価はあり得るかもしれないけれども、宮澤発言を評価している人はあとからしか評価していない。そのとき評価した人は誰もいないわけです。

〔原田〕 そうですね。92年1月に総量規制を解除したときに、「解除していいのか」と新聞が書いていたのに、8月には公的資金を入れないと大変だなんて、ちよつと信じられない話ですね。

〔西村〕 もちろん、不良債権問題あるいは金融機関の経営危機に対して、行政当局は少し鈍感だったんじゃないか、楽観的過ぎたのではないか、ということはあるかもしれない。しかし、仮にそうだとしても、そこでまず打つべき手としては、それじゃ不良債権はどれぐらいあるのか、それによって金融機関の経営はどれぐらいの影響を受けるのか、そこで破綻するようなものが出てくる可能性はどれぐらいあるのか、それが日本経済にどれぐらいの影響を与えるのか、ということについて、もう少し世の中のコンセンサスを得るこ

と。それを得たうえでなければ、税金をつぎ込むようなことはとても世の中が受け入れるところではないだろう。また、この議論が出たときに、大蔵省というよりも、たしか経団連なども「何を言うか」という反応だったと思います。それが常識的な受け取り方であつただろうと思います。

ですから、金融危機にもっと早く取り組むべきであつたということであれば、それはその通りだけれども、税金をつぎ込むことがこの段階でまず出てくるべき、打つべき手であつたかということになると、おそらく手順としてそれはなかなか理解を得られなかっただろうと思いますね。

金融危機に対する大蔵省の意識

〔竹中〕 金融危機というか不良債権問題、銀行の経営状態についてもう少し早く危機意識を持っていれば、というお話が今ありました。大蔵省的には銀行はまだ大丈夫であろうというような意識でしたか。ちよつと先取りしてしまうと、土田銀行局長から寺村〔信行〕銀行局長への引き継ぎメモには、「銀行局は今や火事場となった。」

〔中略〕「健闘を祈る」と書いてあつたというのが、西野〔智彦〕さんが書かれたご本の中にありました（『検証経済暗雲』なぜ先送りするのか）。西野智彦、2003年7月、岩波書店）。土田局長は退任されるときかなり危機意識を持っていたことが伺えます。

省内全体あるいは銀行局全体として、そういうことがコンセンサスとして、あるいは西村先生が92年6月に銀行局審議官から財金研究所に転じられたとき、「火事場となった」というような意識はお

ありだったでしょうか。

【西村】「火事場」の意味だけれども、それが金融機関の破綻が続々と起こりますよという意味かというと、ちょっと違うかもしれない。そのあと、97年、98年に起こったような拓銀、長銀や山一のようなものまで破綻するような事態(認識)を土田さんをお持ちになっていたとは、私は思わない。

しかし、それでは「火事場」ではないのかというと、(そんなこともない)。私が土田さんにお仕えしていた3年間でも、初めのうちはバブルだったわけです。さくら銀行ができていたりして、日本の金融機関がまだ世界のベスト10の中の七つまで占めているような状況だった。しかし、91年の7、8月になると、富士銀行の赤坂支店事件(91年9月、富士銀行元課長と取引業者らが不正融資で逮捕)とか東洋信金の尾上縫事件(91年8月、詐欺罪で逮捕)というものが出てきたり、あるいは野村證券ほか4大証券の損失補填事件が出てきたりということで、行政というよりも金融機関が総攻撃を受けて火だるまになっている時代であったわけですね。イトマン事件なんているのもありましたね。住友銀行の名古屋支店長(畑中和文氏)が射殺されるという事件もあったから(94年9月14日)、バブル崩壊のいろいろなひずみが相当出てきている、という意味では「火事場」にはなっていた。

しかも、住專問題も当時ある程度意識されていたわけだから。

【竹中】 ああ、そうですね。

【西村】 住專に対する検査は、土田さんが局長のときに初めてやったわけだからね。だから、金融システムの末端の部分が相当ぼろぼろになるかもしれない、システムの外側、あるいはシステムの内

側にしても中小金融機関、小さな金融機関の中に破綻するものが出てくるかもしれないな、という危機意識は相当強くあった。

小さいところだったら、そんなに大げさな火だるまとか血みどろだというほどの話ではないだろうと、今の人は思うかもしれないけれども、(そう思うのは)、金融危機を経験した人たちだから。だけれど当時の意識としては、たとえ末端であれ、信用組合や信用金庫が破綻して一部でも預金が返らないという事態が起こったとき、日本の国民はどういう反応を示すだろうかというのは、非常に深刻な問題だったわけですね。

だから、おそらく土田さんが非常に深刻な状況になっているとおっしゃった意味は、長銀、山一まで破綻するようなことを予想しておられたということではなくて、金融システムとして今まで盤石であったものが、周辺部分から相当な訓練にさらされて、場合によっては破綻するところが出てくるかもしれないぞ。そういう意味だったんじゃないかなと。

私は土田さんには3年間お仕えした珍しい(ケースです)。局長と次長の立場で3年間べったりおつきあいするようなケースは、役所ではあまりないんだけど、3年間お仕えしていたから、土田さんのお気持ちはかなりわかっていたつもりでいるんだけれどね。

【竹中】 質問には入っていないことで恐縮ですが、91年3月に三和信金がバブル後初の破綻ということで東海銀行に救済合併してもらったり、預金保険機構から資金援助するという初の事例で、91年7月には伊予銀行に東邦相互銀行が合併してもらったということ、確かに外縁部ではそろそろまずい銀行が現われ始めていました。そういう状況を踏まえて、一般的な対処方針みたいなものは当

時立てられていたんですか、あるいは、個別的に対応していけばいいとお考えになっていたのでしょうか。全体的なスキームが必要だということと同時に意識されていたのでしょうか。

【西村】 当時具体的に出ていた現象は二つに分かれるんですね。一つは、中小金融機関の経営（危機）が今の東邦相互ほか幾つかの信用金庫であって、その收拾にいろいろと気を遣った。つまり、中小金融機関ないしはノンバンクを含めた周辺部で経営危機が起こり、それに対してどうするか、という問題が一つあったわけですね。

もう一つは、経営危機というわけではないんです。経営が危なくなるというようなことではないけれども、むしろ大銀行（の問題）です。興銀とか、富士銀行とか、住友銀行とかいうトップクラスの、世界ベスト10にも入っている銀行の中で、赤坂支店事件が起こるとか、東洋信金と尾上縫がどうのこうのとか、住友銀行ではイートマン事件で伊藤寿永光とかいう変な人物との関わりが磯田（一郎会長）さんとの間にあるとかね。

だからといって、住友銀行や富士銀行がつぶれるとまで思う人はいないわけです。しかし、なんか変だな。決して正常ではない、何か異常なことが起こっているな。その原因をたどればバブルの影響だな、という2種類のことが起こっていたんです。実は根っこでは関係があったのかもしれない。尾上縫の事件は、興銀の問題であると同時に東洋信金という中小金融機関の問題であって、東洋信金が破綻してしまった。そういう意味で、この二つの問題はつながっていたのかもしれないけれど、見かけは何か違う2種類の問題が起こっていた。

それを総合的に、いわば金融行政として全体像を捉えてその対策

を打ち出すところまでは、92年6月、土田さんが局長であった時代には行っていないかったですね。そこまでは目が向いていなかった。

その原因の一つは、当時の金融行政の最大の課題が金融制度改革であったということもあるんです。6年がかりの金融制度改革が、いろいろな反対もあったけれども、いつまでもそんなことをやっているわけにいかない。国際的な競争に打って出るためには、日本の金融市場をもう少し自由化しなければいけない。そういう金融制度改革の最終段階にあったということもその政策が最大の課題になることを妨げていた、という面があるかもしれませんね。

【竹中】 それはご著書『金融行政の敗因』1999年10月、文春新書）にも書かれていたことですが、金融制度改革にエネルギーを注力しているなかでは、政策転換しづらかったということですか。

【西村】 タイミングという点で不幸だったということかもしれないですね。金融制度改革をバブルが順調に行っている頃に解決しておけば、バブルが崩壊した時点では、すぐにいわば後ろ向きというか危機対策に取り組むことができたかもしれない。しかし不幸なことに、バブルが崩壊するまで（91〜92年という）と崩壊したという意識はあまり強くなかったんだけれども実際には崩壊し、その後始末に取り組むべき時点まで、6年がかりの金融制度改革にまだ完全な決着がつけられていなかった。決着をつけるために相当なエネルギーをつぎ込まなければならぬような局面だったというのは、残念なことであつたという感じはしますね。

でも、逆にいうと、それじゃそこで金融制度改革を一時ストップしてバブル崩壊対策に取り組むべきであつたかというところ、そういう意見もあるかもしれないけれども、私の実感としてそれは必ずしも

適切でなかっただろうと。そこで金融制度改革をストップしてしまえば、おそらく元の木阿弥になっちゃうからね。

【竹中】 金融制度改革を進めつつ、不良債権処理というか不良債権の総額を把握するということは難しかったということですか。それは人間的な問題ですか。

【西村】 行政なんてある意味では全部受け身なんです。行政というのは、世の中、関係者の関心がどこに最も集まっているかということも反映して行われるものであって、金融制度改革が当時の最大のイシューだったということは、金融界の関心がそこに集まっていたということです。銀行が証券業務に参入する。証券界としても銀行の業務をやりたい。アメリカでもそうしているじゃないか。ヨーロッパでは昔からやっているじゃないか。日本だけそれができないのではグローバルな競争に負けちゃうじゃないか。そういうことが当時の金融界の最大の関心であって、それに何とか決着をつけなければいけなかった。ということは、逆にいうと、金融界には金融危機という問題意識はそれほど明確ではなかった、ということですね。

【竹中】 日本興業銀行が興銀証券をつくるとかつくらないとか、ほかの都市銀行より先に1社だけ子会社をつくっていいのかどうかということが当時話題になっていたと思いますし、証券会社が子会社をしきりにつくり、野村證券はとりあえず信託銀行をつくるのか、そういう話もいろいろあったと思います。そういう作業を進めながら、別に受け身でなくても、株価は下がっているし、住専の検査は土田さんがおやりになっていたわけですから不良債権処理に動き出すことはできなかったのでしょうか。

これは後講釈かもしれませんが、ご本を読んでいて疑問に思ったのは、そっちが進められているとこっちが進められない（と書かれています）。でも両方ともできたんじゃないか。なぜ両方ともできなかったのかわからないと思うのですが……。

【西村】 それは当然両方ともやっていたんです。やっていたけれども、優先的課題としては、世の中の関心からいつてどうしても、まずは金融制度改革に決着をつけるところに重点を置く結果になりました、ということは一つあります。でも、それじゃバブル崩壊の問題をおろそかにしていたのかというと、そんなことはないのであって、例えば東洋信金の問題にしても、証券不祥事に関しても、非常に大きなエネルギーを割かれていたわけです。その意味では、両方やっていたといえは両方やっていた。ただ、後ろ向きの話、後始末の話に全精力をつぎ込むような局面ではなかったね、ということ saying 言っているわけです。

不良債権総額の把握

【竹中】 もう一つお伺いしたいのは、西村先生が銀行局審議官から財政金融研究所に移られるあたり、土田局長の最後のあたりに、不良債権ははたしていったい幾らあるのかということが少しずつ問題になってきていたと思います。92年5月のフィナンシャルタイムズに日本の不良債権は40～50兆だという話が出て、これは日銀の内部資料が漏れ出したということで騒ぎになりました。4月には初めて延滞債権は7～8兆円であると（発表されました）。その延滞というのは6ヵ月以上金利の支払いが滞っているものであり、かつ、発

表されたのは大手銀行に限られていました。当時、銀行局としては、不良債権が総額でどれぐらいあるかというのはなかなか把握しづらい状況だったのでしょうか。

【西村】 いや、今日のような厳格な意味ではないにしても、それはちゃんと把握していたんです。行政としては金融検査をやりますからね。金融検査は何年間に1回やるんだけれども、ある種の資料は毎年取るわけです。わかりやすい言葉でいえば不良債権（不良債権といっても程度はいろいろあるんだけれども）について、「あなたのところにはこういう種類の債権はそれぞれ幾らありますか」ということは出してもらおうわけです。

【竹中】 やっぱりそうなんですか。それは非常に貴重なお話です。

【西村】 それが、8兆5000億だったか、8兆3000億だったか……。

【竹中】 7兆から8兆ですね。

【西村】 その公表額の基礎としては、もっと正確な都長銀信託合計で7兆8700億円、1年前の3兆1200億円に比べ2倍強というような数字があるのです。それは銀行から届け出られた数字を集計したものであって、当てずっぽうの数字じゃないんです。

【竹中】 ただ、都銀など21行の延滞債権が8兆幾らと出ているということは、もっと言ってしまえば……。

【西村】 それには後の不良債権の定義では入る3カ月以上延滞債権は入っていないです。また後の定義のように全預金受入金金融機関ではなく、その場合の対象は、一つは都長銀・信託ということです。要するにメジャーバンクが対象であって、かつ、その破綻先債権と6カ月以上延滞債権は幾らありますか、ということです。それ

を足したら7〜8兆ですということですね。

【竹中】 そうすると、その反対解釈というか、それ以外に例えば3カ月延滞している債権とか、金利減免債権とか、あるいは地方銀行の不良債権も、一応数字としては中にあったということですか。

【西村】 ないです。そういうものを含めるべきだという議論はあったといえはあったが、そういうものを含んだ数字の合計までは正確に把握されてなかった。そもそも当時は金利減免債権などは不良債権の概念に入っていなかったのですから。それに積み上げの数字があったといっても、地方銀行や信用金庫には、メジャーバンクとはきちんとそういう数字を提出させることはやっていなかったと思う。というのは、（数字の把握の目的は）金融システムに与える影響ということだし、しかもすごく手間のかかる話ですからね。ある程度統計を継続的に出せるような組織でないと過重な負担になっちゃいますから。

その場合の対象は、破綻先債権と6カ月以上延滞債権です。当時は3カ月というのはアメリカの基準です。日本は昔から延滞債権は6カ月というところでやっています。それは3カ月でも、6カ月でも、1年でもどれが正しいというより決め方次第けれども、日本としてはずっと6カ月でやっていましたよということであって、そこで仕切っていたわけです。

それでは金利減免債権というようなのは調査の対象にしていなかったのかというと、それは参考意見みたいなものとして、「世の中にはそういうものを含める議論もありますが、それはどれぐらいありますか」と時々聞いたりすることはあったかもしれないが、継続的な把握はしていなかった。なぜならば、ここは非常に重要なと

ころなのに、日本でも最近そういうことを理解する人は少なくなっちゃったんだけれど、基本的に不良債権というのかデイスクロージャーというものをどう考えるか、というところが（アメリカと日本とは）根本的に違っていたんです。

アメリカのように、マーケットという場での取引が金融の基本だと考えて、かつ、証券業務というかマーケット中心の金融をしているところでは、デイスクロージャーは当然の前提になるわけです。判断の基礎です。デイスクロージャーされて情報がみんなに共有されていなければ金融活動は正常にできないじゃないか、という考え方があるものだから、何でもデイスクロージャーということになるわけですね。

今や日本もそういうことを言う人が多くなつたけれども、30年前に日本でそんなことを言ってもあまり賛同を得られなかったのではないかな。なぜかという、日本だけでなくヨーロッパ大陸でもそうなんだけれど、日本やヨーロッパ大陸の金融は銀行中心です。銀行中心、間接金融中心の金融システムの考え方は、金融システムの安定性は監督・検査によって確保される、というものです。デイスクロージャーではない。当局による検査・監督の前提は、経営の状況を国民の代わりに当局が把握しますからご安心ください、ということですね。マーケット中心ということは、国民が直接把握しますということだけれど、間接金融のシステムの原則は、毎日の仕事で忙しい国民がそんなことに煩わされるのは決して良い社会ではない、という考え方です。国民がそういうことに手間暇かける代わりに、政府が責任をもって金融機関の監督をします。そのためには検査をちゃんとやって、経営の不安があれば指導してそれを是正させ

ます。そういう前提ですから、デイスクロージャーという概念は当然にはそこに入ってこないんです。

デイスクロージャーをしてそこに不安が出てくれば、それはいわば行政の失敗というシステムの失敗を意味するわけで、システムがちゃんと運営されている以上は、皆さんは心配する必要がある。心配する必要があるような状況に保つ責任が政府にあります。そういう前提です。だから、当時でも今でもそうですが、日本のデイスクロージャーはアメリカよりは遅れているけれども、フランスやドイツに比べると進んでいます。

【原田】 当時は8・5兆円の不良債権ということで、それが全部返ってこないわけではなく半分ぐらいは返ってくるだろうと考えれば、5兆円ぐらい返ってこないのかもしれない。そうすると、銀行の含みなどを考えれば、その時点では、5兆円ですから大変な金額ではありますが、金融システムの中心部分が破綻するというようなことは92〜93年頃には全く考えておられなかった、ということでしょうか。

【西村】 考えていなかった。そういうことです。

【竹中】 申し訳ないのですが、私が金利減免とか不良債権3ヵ月というような細かい話をしたのは、デイスクロージャーの話ではないんです。当局として、どうも外縁部がおかしいのではないかと考えたときに、メジャーバンクスの6ヵ月以上の延滞債権の総額を把握していれば、それで金融システムに対する政策は十分に打てるとお考えになったから、この数字を把握されていたということですか、ということをお聞きしたかったんです。

【西村】 そもそも、バブル崩壊以前にはマクロとして不良債権額を

把握する必要があるという概念があまりなかったわけですね。なぜならば、さっき言ったことの繰り返しになるけれど、そういう問題は個別の金融機関の問題として、例えば富士銀行の経営がおかしくて不良債権があれば、それは富士銀行に検査に行ったときに指摘して是正させるべきものである。メジャーバンクスのトータルとしての不良債権を把握する意味をあまり認識する必要がなかったんですね。

一つは、それまでは日本経済は順調に行っていたから、社会全体として不良債権が累積するという問題意識がなかったということもあるし、(もう一つは、日本のとっていたのは)金融システムの安定を図る手法として、トータルの不良債権管理というアメリカ的な考え方ではなくて、個々の金融機関の健全性を確保することによって、システム全体としての不安を生じさせないという手法だったんですね。だから、さっき言ったように、それ以前においても確かにメジャーバンクスの全体の狭義の不良債権が行政内部で一応把握される仕組みになっていましたよ。だけど、そのことが金融行政の主たる関心事になることはあまりなかったかもしれませんね。

【原田】 金額が少なければ、おっしゃる通り、マクロとして考える必要がないというのは当然ではなかったかと思えますね。

【西村】 まさに戦後ずっとそういうことでやってきたんです。戦前の金融恐慌の頃にはまた違った感じだったかもしれません。ただ、戦後の金融行政としては、そういうことで当座の問題なしにずっと済んできた。個別の経営の問題としては、確かに経営危機に瀕した信用金庫や相互銀行については破綻させるわけにいかないから、どこかに合併して吸収させるといふようなこともいろいろやってきま

した。いわば一つ一つのミクロの経営の問題として処理してきた。それが、マクロの問題に対処しなければいけなくなったのがまさにバブルの崩壊だったわけですね。しかしバブルの崩壊が始まった段階では、マクロとして把握し、マクロとして処理するシステムになっていなかった。そういう問題はある。ただ、それは戦後初めての経験だったからですね。

【竹中】 そうすると、当分は従来どおりミクロの対処をしていく、個別の金融機関の監督をして、もしまずいことがあればその金融機関の問題として処理をしていけばいいと。実際そういうかたちで97年ぐらいまではずっといくわけですか。

【西村】 97年ではなくて94年ぐらいまでです。バブルの崩壊が誰の目にも明らかになって、周辺部だけの問題でなくなり……。私が(行政を)やっている間は、まだ中小金融機関という周辺部といえは周辺部の問題ではあったけれど、しかし銀行と名のつくものも破綻するということはそれまでは予想されていなかった事態が起ってきた。

マクロとして捉えざるを得ないような状況になってきたという認識(が出てきたの)は94年頃でした。具体的にいえば平成銀行構想とか「金融システムの機能回復について」というペーパーを出したのは、全体としての取り組み方を打ち出しましょうということであった。また、デイスクロージャーの問題も金融制度調査会の下部機関にデイスクロージャー小委員会をつくって、今までのやり方とはかなり違う、さっきの3ヵ月、6ヵ月の話でわかるようにアメリカ型の市場を前提としたようなデイスクロージャーの仕組みに取り組み始めたのも94～95年なんですね。

銀行局長就任時の印象（1994年7月）

【竹中】 それでは、いよいよ西村先生が銀行局長でいらした時代のお話をいろいろ伺えればと思います。94年7月1日に銀行局長に就任されますが、その際、寺村前銀行局長からはどのような引き継ぎを受けられたでしょうか。

【西村】 個別問題まで含めた特段の引き継ぎというのはないんですよ。というのは、審議官の長野〔庵土〕君と花野〔昭男〕君は、2人とも寺村さんにお仕えしていたのをそのまま引き継ぎました。私の補佐役である審議官は2人とも留任です。それから、銀行課長をやっていた墳崎〔敏之〕君が総務課長になった。大蔵省の人事というのはだいたいみんなそういうふうになっているんです。私も実際に引き継ぎというものをそんなに丁寧にやった経験がないんですけども。「あと、担当者からよく聞いておいてね」と言うような感じでやるんですね（笑）。経緯を聞く人が残っているわけですよ。組織としての継続性は人事で保たれているわけですね。

継続性が保たれないような人事が行われた場合は、おそらくもっとときちんと引き継ぎが行われたかもしれないけれども、普通、大蔵省の場合は人事に継続性があるから、そういう人たちに話をよく聞いておいてください。もっと言えば、もしそれで納得いかないとかわからないことがあったら私に聞いてもらってもいいけれども、第1次的には部下から説明を聞いて今までの行政を理解してください、というのが普通のやり方だと思うし、私のときもそうだった。

【原田】 寺村局長は土田局長から非常に懇切丁寧な大変膨大な資料で引き継ぎを受けた、とお聞きしました。

【竹中】 百科事典2冊分ぐらいあったという話が西野さんの本にも出ています。

【西村】 それはね、私は寺村さんの前任者である土田さんの補佐役を直前に3年間やっていたでしょう。だから寺村さんとしては、（西村は）わかつているはずだ、2年間の切れた部分を担当者に聞けばそれでつながる、という意識があったと思う。土田さんにしてみれば、寺村さんの場合は銀行行政をずっとやっておられなかったから少し丁寧に説明しておこうかなと。こんな（分厚い）資料があったというのは、人の性格にもよると思います（笑）。

【竹中】 土田さんがそういう方だったということかもしれませんね。

2年ぶりに戻られて、どういう印象を最初に受けられましたか。個別具体的な質問に行く前に、状況認識というか、そういう一般的な質問をさせていただくわけですが。財政研究所長をされたときにバブル研究報告書などを作成されましたから、バブルにはご関心はあったと思いますが、実際に2年間離れたあと戻ってこれて、どんな印象をお持ちになりましたか。

【西村】 その2年間も決して全部ブランクというわけではなくて、金融問題、経済問題にかなりの関心を持ちながらの2年間だったから、全く途切れていたわけではないんです。しかし、責任ある立場で戻ってきて非常にびっくりしましたよ。2年間にこんなに世の中が変わったか、金融機関の経営状況がこんなに変わったか、ということに非常に驚きましたね。深刻な懸念を持った。

別に拓銀がつぶれるとかそんなことまで考えたわけではない。要するに、金融機関の破綻処理というものが自分の課題になっちゃっ

ているなど。自分の最大の責務は、金融機関の破綻をどのようにスムーズに進めるか、金融システムに大きな影響を与えないようにどのように決着をつけるかということだな、とすぐに認識しましたよ。

具体的にいうと、その状況がありますよということは引き継ぎの中で全然（なかった）というわけではなくて、例えば平成銀行構想などについて日銀との間でいろいろ議論を積み重ねてきた。それを具体的に執行するまでには至らなかったけれども、構想としてはだいたい考え方ができている、というような引き継ぎがありました。

【竹中】 西野さんの本にも、大物から行くか、周辺部から行くか、いろいろなオプションがあることを寺村さんからお聞きになられたと書かれていました。

【西村】 具体的にいうと、後に具体化する東京協和信用組合の問題であつたり、あるいはもうちよつと別の地域のそういうレベルの信用組合の問題もあつたりしました。もう少し大きなものとしては兵庫銀行の問題ですね。そういうものの処理を迫られているけれども、そのための具体策としてこの程度詰まったものはあります、という引き継ぎはありました。

実際にそれがどの程度切迫した問題だったのかというと、2年前に議論していた段階では、確かに周辺部の中小金融機関では、破綻が具体的な課題になるところもあるかもしれないけれども、明日の話と考えていたわけじゃない。しかし、2年後、ああこれはもう明日の話だと思ったんですね。

それはなぜかというと、びつくりしたのは、東京協和信用組合（と安全信用組合）の2信組の東京都の検査結果を見たときです。

信用組合の直接の監督官庁は都道府県です。大蔵省も事態が深刻だということと一緒に検査をしたけれども、主体は東京都ですね。その検査結果を見ると、不良債権比率が7割とか8割とかいう常識をはるかに超えたレベルに達しているわけです。私が2年前に審議官をやっていた頃の常識は、健全な状態というのは0・3%以下とかそんな話だった。それが7割というのは、もうだいたい立っていることができない状況ですね。寝ていることもできない、息をすることもできないような状況にあるということをその7月なりの段階で認識して、これはちよつと大変だな、2年のあいだに世の中はずいぶん変わったなど。あるいは2年のあいだに変わったのではなくて、2年前の認識が十分でなかったのかもしれないけれども、そういうことも含めて、自分の課題、使命はこれを処理することだなと直ちに思いました。

2 信組破綻処理

【竹中】 具体的にはどういう手順でそれを進めようとお考えになりましたか。

【西村】 うーん、それは実際には非常に難しいことなんです。東京都の信用組合あるいは大阪の木津信用組合もそうだし、ほかにも幾つか同じような状況のものがありません。これは誰が見ても破綻せざるを得ないというか、このまま放置できない。昔だったら、それはそうなる以前にどこかに吸収合併させるわけです。しかし当時の状況では、重病人をかくまってくるような金融機関はどこにもなかった。

どこにもない理由は二つありました。一つは、どこも自分の問題で手一杯で、人の面倒を見る余裕がないこと。もう一つは、面倒を見るメリットがないことなんです。昔だと、多少の損失を負担してやつても店舗が増えれば、それはわが社としてもメリットがあるとか、あるいは、行政に対して恩義を売っておけばいずれは何かの見返りもあるだろうとか、いろいろな意味での何かのメリットがあったんです。(しかし、)当時としては、余裕もないしメリットもないからうちはご勘弁ということで、引き受けてくれるところがないという前提です。そうすると破綻処理ということですね。

しかも、預金に戻つてこないというような事態を国民は受け入れるのかというと、とてもそうは思えない。じゃ、どうするんだといったも、当時の制度では方法がないんです。しかし、これは放つておけない。放つておいていいことは何もありません。じゃ、どうするんだというと、これは手がないんですよ(笑)。そういうことを前任者もおそらく痛感しておられたでしょう。平成銀行構想というものがあつて、とりあえず日銀が出資して、金融恐慌のとき昭和銀行により対処したと同様の方策で乗り切りましょう、ということでした。東京共同銀行の構想というのはそういうことです。もしそういうことが起こったら東京共同銀行すなわち平成銀行だ、ということとは、前任者の時代からある程度みんな頭に置いていたわけですね。

しかし、それではどこから始まるのかというと、それは非常に難しい問題です。要するに引き金を引くわけです。そうしたら前にいる人が死ぬ。どの人に向かって最初に引き金を引くのかというのは、本来行政の側からやるべきことなのかもしれないが、今私が本

当にそうしていいのだろうか。アメリカだったら躊躇せずやるだろうな。しかし、ずっと続いてきた金融行政の中で死刑宣告をしても相手は受け入れられないですよ。私、大丈夫です。また頑張ります」と言うに決まっているわけですよ。でも、「いや、あなたはもうダメなんだ」とどうして説得をするのか。説得なんかしても絶対に聞かないわけですよ。その人も本当の命まで賭けているぐらいの話になつてしまします。

結局、何かきっかけがあつて、切羽詰まった状況にならないとそうならないんです。しかし、そこがジレンマです。そういう切羽詰まった状況というのは金融危機なんです。今の人は、信用組合がつぶれたぐらいで金融危機なんか起こらないよと思うかもしれないけれど、誰もそんなことを考えていなかったときに、ある日、自分の知らないような東京のどこかの信用組合で預金が返つてこないことがあつたんですよと新聞に出たら、それは北海道の人でも九州の人でも心配になつてくる。おそらくその時点で日本は金融危機になつたと思う。だから、そういうことを起こさないことが金融行政に課せられた課題です。にもかかわらず、そういうことが起きないと話が始まらないわけですよ。

そういうジレンマがあつて、さあどうするんだというときに、日本経済新聞が東京協和の経営問題を記事にしたんです。露骨な記事ではないけれど、経営危機で、大丈夫だろうかとか、引き金になる可能性がないとは言えないような新聞記事があつた。そこで、これが一つのきっかけだということで、直接の当事者である東京都に、「いくらなんでも不良債権比率7割とか8割というのは1日も続けられる状況ではない。何とかしなければいけないから早く処理しま

しよう」と言ったところ、「待ってください」となった。なぜ待ってくださいなのかというと、翌年（95年）4月が都知事選挙だったからです。今から都知事選挙に入るといふときに、戦後起こったことがないような事態を東京都が起こすのはあまりにもタイミングが悪い。もう少し落ち着いて、新しい知事になって本格的に取り組めるようになってからにしてくれませんか、ということだったわけです。それは、当時の行政担当者としてそれほど変な発想ではないと思う。ただ先延ばししたいからそう言ったとは思いません。むしろ、あとの体制などをきちんとするためには都知事以下の体制がきちんと決まってから（と考えたのでしょう）。替わるのはわかっていますからね。新しい知事になってから取り組みます、お約束します、ということだった。

だけど、いつはじけるかわからない問題だからすぐに取り組みましょう。でも、方法がないじゃないですか。ペイオフするわけにいかんでしょう。東京都が躊躇した理由はそこにもあるわけです。今、ここまで悪くなったものを処理するといつてもペイオフ以外には方法がない。ここでペイオフして金融危機の引き金を引くという決断まではできないという気持ちもよくわかる。

そこで最後の手段として、我々だってペイオフなんかできるとは思わないし、それは何とか防ぐべきだ。だから、我々すなわち大蔵省・日銀としては、平成銀行構想でペイオフしなくてもいいこういう手段を考えている。ただ、日銀まで出資する以上は、直接の監督当局である東京都も応分の負担をしてくださいと。

それまでは、信用組合が破綻状況になったときは、管轄する地方公共団体が一部支援をしたうえでその地域の地方銀行に抱えてもら

う、というのがだいたいのルールだったわけです。静岡県だったら静岡銀行とか、千葉県だったら千葉銀行とか。だから、地方公共団体が支援するのは決して初めてのケースではなく、むしろ当時の常識的な方法だった。しかし本件はそれだけでは対処できないほど経営が悪化していたから彼らは困っていた。それに対して我々は、日銀の出資も併せてやればペイオフしなくてもいいような方法を考えられるからやりましょう、と言ったら、じゃ、それをお願いしますと。

そういうことで12月9日夕刻に発表することになっていたんです。そうしたら、その日の朝刊で日経がスクープしてしまった。予定していた日の朝刊だったから大きな混乱は起こらなかったけれども、そういうことで第1号の破綻処理ということになりました。

【**竹中**】 7・8割不良債権になっているという検査結果は、いつ頃出たんですか。東京都が検査に行ったのは。

【**西村**】 その年です。94年です。

【**竹中**】 東京都は毎年検査しているんですか。

【**西村**】 いやいや、検査は3年に1回ぐらいです。

【**竹中**】 そうすると、東京協和信用組合と安全信用組合の経営がすごく悪くなっていることが初めてわかったのは、94年ですか。

【**西村**】 それまでは普通は東京都だけが検査をしていたんです。通常は都道府県がやるんですが、さすがに94年頃は、地方公共団体だけに任せては心配だということで、特定の案件については大蔵省財務局との合同検査をやったんです。

【**竹中**】 それは西村先生が……。

【**西村**】 前任者のときです。

【竹中】 それではすごい数字が出てきたということですか。

【西村】 そうです。具体的には東京協和と木津だったと思う。都道府県レベルでは今まであまりきちんとした検査をしていなかったの
で、財務局と一緒に国レベルの検査をしたらそこまではないかということでした。

【原田】 7割が不良債権ですと、そもそも資金繰りがつかなくなっているのではないかと思います。資金繰りがついていたということも不思議ですね。

【西村】 不良債権は資金繰りには直接関係ないですよ。預金している人が預金を引き出しにかかれば破綻に向かうけれども……。

【原田】 それはそうですが、金利も返ってこないわけですね。7割金利が返ってこないで、よく預金者の金利が払えたなと思います
が。

【西村】 それは預金が増えていれば問題ないわけです。

【原田】 その頃は高い金利をつけていましたね。

【西村】 そうそう。高い金利をつけて預金を集めている限りは自動車
操業でできる。

【原田】 高い金利をつけるのをやめさせるというようなことは、考
えられなかったのですか。

【西村】 私が局長になったのは94年6月だけれど、94年10月に9年
がかりの金利自由化の完成にこぎつけた。要するに、このころよう
やく金利という価格の規制をやめたんですね。その途端に金利規制
に逆戻りするというのはむずかしい。

【原田】 不良債権によって資金繰りが回らなくなった銀行が高い金
利で預金を集めるという、想定外のことをされてしまったわけでは

ね。

【西村】 それは個別の経営指導というか検査をして、健全性を保つ
ていないような経営をしているところは、そこについてそんなに高い
金利をつけるなという規制というか個別の指導するのは可能だと思
いますね。

【原田】 可能だったけれどもしなかったということですか。それを
指導したらすぐにパニックになってしまいうから、それでもできなかった
ということですか。

【西村】 この段階では、仮に金利を低くすれば経営が存続できるよ
うな状況では、既になかったということですね。

ペイオフの問題

【竹中】 当時、東京協和と安全は、一般預金が多くなく大口
預金が多かったのでペイオフしてしまう、という考え方はあり得な
かったということでしょうか。

【西村】 あなたが行政の責任者だったら、そんな考え方は決してし
なかっただろうと思います（笑）。当時でもそういうことを言う人
はいましたよ。だって、私が2信組の処理について武村（正義）大
蔵大臣に、「こういうことで残念ながら破綻処理をせざるを得なく
なりました」というご説明に上がったとき、武村さんは、「そんな
もの、つぶしてしまったらいいじゃないか」と言ったんですね。そ
れはある意味での常識なんです。普通の人のね。しかし、「ペイ
オフというのは現実にはこういうことが起こるのです」と説明した
ら、「それは無理だな。それは君の言う通りだね」ということです

ぐに納得されました。

【竹中】 やっぱり当事者意識のない私の考えは……（笑）。

【西村】 東京協和に預金しているのが大口預金者で高金利をもらっているからけしからんじゃないかとか、それはその通りだけれど、ペイオフの問題というのはそういう問題ではないんです。東京でそういう話があったと聞いて、全然関係のない北海道や九州で、「そういういえば私もどこどこに高金利で預けているな。とりあえず出しておくか」と思う人が出てくる。それが全国各地で出てきたらパニックになりますよと。まさに昭和の金融恐慌はそういうことだったわけですからね。

この問題では国会で私は随分質問攻めに遭ってつらい立場に立っていたんだけど、衆議院副議長の長老・鯨岡（兵輔）さんからある日突然、電話がかかってきたんです。「君、すっかり頑張りなさい」とおっしゃるので「どうしたんですか」と聞いたたら、「私は昭和の金融恐慌を子供のときに経験している。あのようなことをもう1度起こしたら絶対にダメだぞ。君は国会で何と言われても頑張れ」と副議長から励まされて、非常に元気が出た記憶があるんです。あれを1度経験すると、ああいうことを2度と起こしちゃうかと思われるだろうし、現にそのとき、日本は護送船団方式だとか、やり方に透明性がないとか批判していたヨーロッパやアメリカが、今度の金融危機には同じことをやっていますよ。預金の全額保護やペイオフ凍結をドイツもフランスもやっています。ペイオフ凍結は日本が一番先にやって、その後欧米諸国が見習って同じことをやっているということです。やっぱりどこの国も預金というのは保護せざるを得ないんですね。

破綻処理の一般的スキーム

【竹中】 このあと、銀行局が個別金融機関の破綻処理をしていく様子を見ると、破綻処理の一般的なスキームがないことに苦しみ続けるという印象がありますが、一般的スキームを一气につくるということもやはり考えられなかったのですか。

【西村】 おそらく、破綻処理という概念そのものがそれまでの金融行政の理念とマッチしていなかったんでしょうね。要するに長い間、破綻を起こさないようにするというのが金融行政の理念だったわけです。万が一、このまま行ったら破綻するリスクがあるというときは、その芽を事前に摘んでその懸念が生じないようにする、というのがそれまでの金融行政の理念であつたし、今でもおそらくヨーロッパの大陸諸国ではそれが理念になっていると思います。

ですから、破綻処理の包括的な方針という考え方そのものが、今だったらありますよ、だけど今から十数年前まではそういう概念が……。

【竹中】 なかった。

【西村】 全然なかったわけではない。初めてそういう概念が出たのは、66年かな、澄田（智）さんが経済企画庁の官房長から銀行局長になって、銀行行政を変えなくてはいけないと効率化行政という旗印を掲げた。金融の効率化という名前で、それまでの護送船団方式をもう少しマーケットを志向したようなものに組み換えようという考え方を提示したんです。

それはなぜかという、60年代前半に転型期論という議論がありまして、それは結果的には間違っていたというかそういうふうには

ならなかったけれども、彼が経済企画庁にいた65年頃にも、オリンピック後の景気後退で山一證券の経営危機などがあり「構造不況論」が展開された。日本経済は転換期にあり、これからは今までのように高い成長を続けられないだろう。だから、(今の言葉でいえば)構造改革をしなければ日本経済は今後やっていけないというような議論がされていました。澄田さんはそういう経験も踏まえて銀行行政を振り返ってみると、今まで磐石のように見えていた銀行の破綻も避けられないかもしれない。それじゃそれに備えようということと澄田さんが金融効率化行政に方針転換をして、その結果、預金保険法ができたのが71年です。だから、預金保険という制度は破綻を前提としているわけです。

しかし、その後20年間、誰もそんな預金保険制度を発動することを考えなかった。なぜかという、そんなことが起こらないようにするのが立派な行政であって、そんなことが起こるようになってきたらそれは行政の失敗だ、という考え方がその後も続いてきたからです。

東京共同銀行 (平成銀行構想)

【竹中】そして、東京協和と安全の整理をするために、預金保険機構と東京都が出資して東京共同銀行が設立されるわけです。その後コスモ信用組合も東京共同銀行が引き受けることになったと思いますが、それ以降の信用組合の破綻処理にこの銀行が使われなかったのはなぜですか。

【西村】平成銀行構想(によれば東京共同銀行)は、そのあと幾つ

か想定されていた(それは必ずしも信用組合だけでなく)破綻金融機関をまとめて処理するための組織にするつもりでつくることになっていたのでありますが、まずは東京2信組で世の中の反応を見たわけです。これは理解されるはずだと思っただけで、発表当初はまずまず理解されました。しかしその後予想外の拒否反応が出て、半年間にわたって与野党最大の政治的な争点になっちゃったわけですね。

そのために、そのあと幾つか出てきた破綻処理の枠組みとして使えなくなっちゃったんです。2信組の東京共同銀行構想は必ずしも世の中に受け入れられず、まして本来中心になって運営に当たるべき東京都自身がそれに反対したわけです。その後、みんなが想定していた知事の後継者ではなくて、突如出てきた青島(幸男)さんが2信組処理反対を掲げて当選しちゃった。ということは、東京共同銀行の構想を東京都自身が否定したわけです。だからコスモにはそれを適用していませんよ。

【竹中】適用していませんでしたか。

【西村】最終的には少し形を変えてコスモにも適用したということになるかな。適用したけれども、青島さんは、2信組とコスモとは違うと。2信組は悪いことをしているけれども、コスモは悪いことをしていないから東京都も出資するけれども、そこは違うと区別せざるを得なかったわけですね。

いずれにしても、東京共同銀行はもつとちゃんと育てるつもりだったのが、育てられなかったんです。結局今は、いろいろ紆余曲折を経て、RCC(整理回収機構)とかいろいろな姿を経て、そういう機能を包括的に果たしているけれども、発足当初は構想どおりには育たなかったんです。

不良債権の定義拡大と

「金融システムの機能回復について」

【竹中】そして、95年6月に西村局長は不良債権の定義を広げて40兆円と発表されました。同時に、「金融システムの機能回復について」という金融機関の破綻処理への取り組みを示し、5年間はペイオフしないという方針を打ち出されます。この不良債権の定義を広げた経緯と、「金融システムの機能回復について」をまとめられた経緯について、お話を聞かせてくださいませんか。

【西村】それは、さつきから議論が出ているように、それまでは破綻処理というのが金融行政の常識的な手法ではなかったのが、バブルの崩壊という事態を迎えて、システムとしての破綻処理に取り組まざるを得ないような状況になった。そうなると、どういうふうに取り扱っていくのかという全体的な枠組みを提示しないと先へ進めない。

というのは、2信組の問題であれだけ混乱しましたから、普通だったらしばらくやめておこうというところですよ。だけど打席に待っている人が何人もいます。これは処理しなければいけない。そのまま何もせずに次のバッターに登場してもらおうということでは、成功はとても覚束ない。今後の進め方はこういう方針でやります、ということについて理解を得たうえで取り組まざるを得ない。

その一環としてディスクロージャーというのか、不良債権はこれくらいあるんです。これくらいあるから、早く取り組まなければいけないんです。あるいは、これくらいのものを処理しなければいけないから、5年間はペイオフを発動しないということで、場合に

よっては税金をつぎ込むこともご理解ください、というようなことを一つの体系として示さないと先へ進めないだろう。そういうことで打ち出したわけですね。

【竹中】その翌月にコスモ信用組合が破綻します。この破綻処理について、青島さんがこれは悪くないと言って資金を出すことに同意されたというお話がありましたが、それ以外に何か印象に残っていることはありますか。

【西村】青島さんが4月9日の都知事選挙で当選されました。彼の最大の旗印は2信組処理反対ということでしたから、東京都は当然2信組には資金を出しません。それで破綻処理のスキームが壊れちゃったので、本当をいうとあそこで2信組の処理は行き詰まるどころだったんだけど、少し屁理屈も言いながらなんとか国会をしのいだわけです。我々としては、青島さんはああ言っておられるけれども、東京都にもほかのところにも同じようなケースがいろいろあるんだけどなあ、そんなことを言っているのいかなあ、という気持ちにはあつたわけです。しかし我々が言うわけにはいかなない。

そうこうしているうちに、コスモの経営状況について毎日新聞が報道し始めました。普通だったら、コスモの処理をどうするのか、我々も一緒に東京都と相談するところだけれども、向こうから言うてこない限りは、私たちからお節介をするわけにはいかない。ちゃんとやってくれればいいけれども、万が一ぐちゃぐちゃになっちゃってペイオフでもやられたら、後始末は我々がやらなきゃいけないわけだから、困ったな。しかし我々から言い出すわけにはいかなない、と思っていました。

その新聞報道をきっかけに取り付け騒ぎ類似のことがコスモにつ

いて起こりました。行列ができ始めた。それで、さすがに青島さんも放置するわけにいかない。理屈としてはコスモと2信組とは経営内容が違うんだということで、コスモについては破綻処理に協力してくださいと大蔵大臣のところに協力要請に來られたわけです。そういうことならば、ということで、我々も一緒になって取り組んだということです。

兵庫銀行、木津信用組合の破綻（1995年8月）

【竹中】 そのあと8月には兵庫銀行を破綻させます。木津も一緒に、兵庫銀行を破綻させる経緯について、お話を聞かせてください。

【西村】 本当は、規模が大きいことも含めて、我々の一番の心配の種は木津信用組合だったんです。局長に就任したとき私は、ああ第1号は木津信用組合で仕事をするようになるだろうなと思いました。現にその年（94年）の8月に、木津信用組合がアメリカで偽造手形を振り出したという報道が朝日新聞1面に出了んです。大阪の朝日新聞でした。たまたま私はそのとき友人のお葬式で大阪に行っていてその新聞を見て、これはもう絶対に取り付け騒ぎが起ること（思いました）。というのは、偽造証書事件というのは大阪の東洋信金で何年か前に起こっていたわけです（91年の尾上縫事件）。みんな覚えているだろうから、偽造証書が出てきたら、東洋信金のようにそこはつぶれるとすぐに思うだろう。これは大変だ、すぐに対応策を考えなければと局内でひそかに準備したんですよ。

ところが不思議なことに、世の中のリアクションがそのとき全然

出なかったんです。それは大阪版だったんですが、大阪の人でもそれに反応しなかったんですね。なぜなのかいまだにわからないんだけど。いずれにしても、木津信はいつそういうことが起こっても不思議ではなかった。

それから兵庫銀行も、大蔵省OB（吉田正輝頭取）が経営立て直しに参画しておられることから、経営に非常に問題があることはみんなわかっていた。しかも、（95年）1月17日に阪神・淡路大震災が起こって、兵庫銀行の融資先企業は大打撃を受けたわけです。だから世の中の人（の認識）は、兵庫銀行の経営は一層苦しくなっただけだということ、新聞記者から会うたびに「木津はいつですか。兵庫はいつですか」と聞かれていたわけです。

だから、ともかくそれはやらなきゃいけないけれど、2信組の混乱状況からして、ただ理解を求めるだけでは理解は得られない。ということ、その処理のためにさっきの「金融システムの機能回復について」というような手立てを講じたわけです。

それで一応準備が整ったので、8月か9月にそれに着手しなきゃいけないなと思っていたわけです。実際には、あれはいつだったかな、8月30日ですね。この日、私は、同期の河原（康之官房審議官）君のお葬式だったんです。弔辞を読むことになっていて、実際に弔辞を読んだんだけど、朝、日経が夕刊で報道することがわかったのでひやひやしたことがあるんです。お葬式に出かける前に、別件で取材に來たNHKの信頼できる方に、もし夕刊でそういう報道が出た場合には混乱が起こらないよう冷静な報道をしてくださいとお願したことがあります。

【竹中】 私の勉強が足りないのかもしれませんが、木津信組を破綻

させることによって債務超過が1兆円近くになることが予想されておりました。当時の預金保険の規模は5000億～6000億円ぐらいしかなくて、その破綻処理をすると預金保険のお金が足りなくなるということ、96年に預金保険法が改正されますが、通常国会で法律が通ったのは6月です。このときのことをご著書（『金融行政の敗因』）で振り返って、完全なフライングだったとおっしゃっています。この「フライング」の意味は、預金保険法（改正案）が96年6月に成立して預金保険の資金が増えるまでは日銀の特融でしのご、という意味ですか。

【西村】 いや、分量の問題じゃないんです。お金の量の問題だったら資金をつなぐ方法はいろいろあるけれども、改正前の預金保険法では、ペイオフと資金援助とを比較してコストの低いほうで処理しろ、という原則になっていたんです。木津のように（債務超過が）1兆円のは（もつと小さなものでも）そうだったけれども、計算するとペイオフコストのほうが安い。その場合にはペイオフしなきゃいけない。そういう原則になっていたんです。ペイオフコストよりも低いコストで処理できるときには、資金援助をしてどこかに吸収させてもいい。（しかし、）当時の制度では、木津のケースはペイオフするほか方法がなかったんです。

だから、その前の「機能回復」ペーパーに、いろいろなことを考えると今ペイオフをすると社会的コストが非常に高いので避けるべきだと書いたところ、世の中は納得してくれたわけです。だけど本当を言うと、法律改正をしないとそこに書いてあることは実現できないんですね。行政の方針として、当面こういうことで臨みたいと言ったら国民はそれでいいと言った。言ったけれども、本当はそれ

ができるためには預金保険法を改正して、木津のようなケースについてはペイオフコストを超えて（当時は財政負担じゃなくて預金保険の資金で負担してもいいんだけれども）処理できるようにしなければならぬ。しかし、現行制度では、木津の処理はペイオフなしではできないようなシステムだったんです。

【竹中】 預金保険法を改正するまでは、ペイオフの限度額までしか資金援助ができないということだったわけですか。

【西村】 そうです、そういうことです。

【竹中】 その条件を取り払ったのが預金保険法の改正の内容ということですか。

【西村】 そうです。

【竹中】 最終的に木津は整理回収銀行にくっつけたわけですか。

【西村】 はい。

【竹中】 東京共同銀行のあと銀行である整理回収銀行にくっつけて、整理回収銀行に資金援助をするということですか。

【西村】 そういうことです。

【竹中】 わかりました。

【西村】 法律改正を見越してやったので、例えば秋の国会で、「おまえは木津信の破綻処理をペイオフはしないでやると言っているけれども、ペイオフしないでどういう方法をとるんだ。その法律的な根拠を言ってみろ」と言われたら、厳格に言えば答えることが難しかったんです。次の国会あるいはこの国会で法案を審議していただいたうえでそれが認められれば、そういう方法をやります、ということだったんです。「フライング」というのはそういう意味です。

【竹中】 そうすると、96年に預金保険法が改正されるまで、木津信

組は宙ぶらりんの状況にあったということです。

【西村】 そう。法律的には宙ぶらりんの状況にあったとも言えます。

【竹中】 どこにも書いていないので、どういう状況にあったのかなと思ったんです。

【西村】 秋の国会で「どうなんだ」と追及されても、おそらく屁理屈を組み立てて、「本当は根拠がありません」などという答弁はしなかったと思うけれども、相当な苦しい屁理屈を言わなければいけないような状況だった。しかし、多くの国民が、結論についてはそれしかしようがないと思っておられれば、納得というのかそれで済むものだという事なんですね。もちろん法律改正を要するような措置が実際に講じられたのは法律改正を終えた後のことです。

大和銀行ニューヨーク支店巨額損失事件

【竹中】 本津と兵庫銀行が明日をも知れぬ状況の8月に、ご著書『金融行政の敗因』によると、95年8月8日に大和銀行の（藤田彬）頭取から大和銀行ニューヨーク支店巨額損失事件の内々の報告を受けられ、大和銀行に内部調査による実態解明を指示し、兵庫・本津信組問題に専念したとおっしゃっています。しかし、その後、予想を超える問題に発展していきます。このときのことについてお話を聞かせていただけますか。

【西村】 お聞かせくださいと言われても、話し出せばきりがありません。何を聞きたいですか。

【竹中】 アメリカへの報告が遅れたことが後々に非常に問題になっ

てしまうというか、それは大和銀行が当局に伝えていたとアメリカに言ってしまったので、8月8日に日本は聞いていたのに聞いていないと言った、ということになってしまいます。ここはやはり大和銀行を信頼されたということです。

【西村】 論理的にいうと、8月には（対外的に説明できるだけの内容を）聞いていないということにするほかなかったわけです。（対外的に説明できるだけの内容を）聞いた以上は、それは日本の国内でも発表しなければいけないし、アメリカの当局にも通報すべきだということになる。対応策について何の準備もなしに公表するのは非常にリスクの高いことだし、それまでもそういう処理はしていないですね。日本におけるそういう問題、不祥事が起こったときには、その不祥事がどういう原因で起こって、その影響がどれぐらいあるか、それに対してどういう対策をとるかということを事前にきちんと詰めたうえで公表する、というのがそういう不祥事の取り扱いの原則だったわけです。

これは外国で起こった事例でも同じです。その数年前、私が審議官になる前の話ですが、富士銀行のニューヨーク支店（84年）とか、第一勧銀のシンガポール支店（82年）で同じような事件が起こっていたんですね。行員の不祥事で大きな損失が出ましたというケースについては、その原因と対応策を解明したうえで、当事者が現地の当局とも相談をする。それは行政の問題というよりも当事者の問題だ、ということですとやっていたわけです。アメリカ当局はどのような処分をするかを他国政府を介して交渉するわけではない。外国に出て営業するほどの銀行にはそれぐらいのことを自分で処理する能力はあるし、それは自分で処理します、ということですと

やってきたんです。

だから私たちも、大和銀行からそういう報告があったときに、まずは「それは大変重大な問題だから、早く処理しなければいけない。すぐに対応策を考えて、できるだけ早く発表する手立てを講じてください。」とところでその実態を解明するのにどれくらい時間がかかりますか」と言った。そうしたら、「3カ月ぐらい、11月ぐらいまでかかります」と言うから、それはちょっとまずいじゃないの、いくらなんでも長過ぎる。中間決算を9月にやらなきゃいけないですよ。いくら遅くてもそれまでには経営に与える影響などをちゃんと解明して公表するようにはしないといまずいですよ、ということで、我々としては、あとは都銀の判断（だと考えていました）。富士銀行も第一勧銀もそうだったし、そういう事例についてはそういうことにするものだという理解でいたわけです。

あとからしてみると、そこら辺に多少理解の違いがあったのかなというの、大和銀行にしてみれば、報告したからこっちは何かやってくれると思ったらしいんですね。自分で実態の解明をするという約束だったんだけど、アメリカの当局から見ると、銀行はその時間を利用して事態の隠蔽（という言葉はあまり適切でないかもしれないが）、そういうふうを受け取ったようなんですね。そこら辺がこじれる原因だった。

我々は先ずは実態を解明して（ください）。すなわち井口（俊英）という不祥事を起こした人から、どういう方法でやって、どのぐらいの損害が出て、それをどういうふうに処理するかということを（聞き取って）きちんと解明してください。今はまだ正式な報告の域に達していないから、解明できて公表できるようになった段階で

報告してください、それは当然アメリカにも報告してください（という趣旨だった）。ところが、どうもそういう実態の解明というよりも、（銀行によってとられた措置には）誤解を受けるような方法があったみたいで、その途中でアメリカの当局から注意を受けるような事態になったということです。

それで、あと、中井（省（せい）審議官）君の話が（質問書に）出ていたので、時間の関係で先に答えてしまうと、アメリカ当局は、大和銀行と日本の当局とが合意のうえでというか一緒になって隠蔽工作をやったと誤解しているように感じられた。我々からすると、思ってもいない誤解だけれども。そういうふうには誤解をして、けしからんということから向こうが対応し出したものだから、非常に厳しくなった。

そこで、そんなことを我々が考えるわけがない。だいたい1000億円の損失が出て隠し切れるなんて思うはずもないし、隠すメリットもない。なぜそんな誤解が生ずるんだろう、ということに不思議に思い、かつ、もし何か誤解があるならばそれは解かなければいけない。当時、この問題の担当審議官は中井君じゃなかったんですけれども、彼は国際金融局にも勤務していてそちらのほうが得意だったので、中井君に、ちょっとワシントン、ニューヨークに行つて、どういうことでこじれてしまったのか、よく話をして説明をしてきてくれと。我々としてはこういうことで、もちろん初めから公表する予定であつたし、結果的にタイミングは遅れちゃったかもしれないけれど、決して悪意があつて遅れたわけじゃないということを説明に行ってもらったんですね。

エピソードという意味でいうと、「ティモシー・フランツ」ガ

イトナーさんという（現在の米）財務長官は以前、日本の大使館にいて、中井君が国金局の頃懇意だったらしいんだ。ガイトナーさんはこの当時アメリカ当局で勤務していたんです。中井君はおそらく、全部が全部そうじゃないだろうけれど、ガイトナーさんにもいろいろな説明をしたり、あるいは彼に紹介してもらった担当者に説明したりしたんだろうと思う。あの人が将来財務長官になるなんて当時は想像もできなかったけれどね。

そこからわかったことがありますが、非常にびっくりしたんです。なぜこの問題が顕在化したかというと、井口という不祥事を起こした人から当時の頭取に手紙が行ったことがきっかけです。「実は私はいろいろ不手際を起こして、10億ドルに達する損害を出してしまいました」という報告が来ましたというのが、その8月8日の私に対する報告だったのですね。

アメリカの当局はさすがに、「その手紙を見せろ」と大和銀行に言って提出させた。それを見ると、何がどれだけいつどうしてということが全部書いてある。だから、日本の大蔵省は実態の解明なんて言うけれど、そうするまでもなくそこに全部もう書いてあるじゃないか、ということになっちゃうわけですね。すみませんということも全部書いてある。アメリカの当局としては、我々（日本の当局）もそれを見ているに決まっている。実態の解明をさせるためになんて言うけれど、どうせあいつらはぐるになって先延ばしをしているに決まっていると思っただけ。だから、「実態の解明をするために」という説明をしたら、「なんだ、手紙を見たんだろう。（解明）するまでもないじゃないか」ということだったんだけれども、実をいうと我々はそれを見ていなかったわけですね。

なぜかというところ、まあそこは癒着といわれれば癒着だけれど、ふつう都銀の頭取に來た私信を、向こうから出せば別ですけど、「こういうことを告白してきましたので至急調査をお願いします」と言われれば、「本当かどうか確認するから、その手紙を出せ」と言うのは、どうも日本のしかるべき人間の間というのか、それまでの大銀行首脳と当局の関係ではあまりしない。当然私も、「本当かどうか、その手紙を見せてみる」とまでは言わなかったんです。

アメリカからそう言われて、そんなことだったのかということでは、「手紙を見せろ」と言っただけでしつぱ出してきたものを見た、なるほど、全部書いてある。8月の段階でそれを見れば、もう少し違った手順で問題を処理したかもしれない。そういう意味では、あとになってから、どうも我々のやり方は甘かったなと。要するに、警察のように当局と犯人という立場でそういう問題を処理するというメンタリティーがなかったわけですね。仲間というのにも変だけれども、金融システムを一緒に構成している人間として、他の人々に迷惑をかけることなくこの種の問題をどう解決しますかという立場でずつと取り組んできたものだから。それがまさに護送船団方式だとか癒着なのだと言われれば、その通りかもしれません。

あとからの反省としては、行政の手法というのか、行政サイドと監督を受ける立場の関係について、日本で長年続いてきたやり方を変えなきゃいけない時代になっていったんだなということです。同時に、昔は富士銀行やDKBのような海外に出るほどの大きな銀行は自分で処理していたけれども、バブルの時期以降は地銀や第二地銀まで海外に出るようになって、そういう事件、不祥事が起こったときに自分で処理できるだけの体制に日本の銀行がなくなってしまった

んだな、というのがこの問題の反省点ではありますね。

【竹中】 これは西野さんの『検証 経済暗雲』に書かれていることですが、大和銀行のこのお話をお聞きになられたことが兵庫銀行と木津信の破綻処理のスケジュールに影響を与えた、ということはあります。

【西村】 うーん、直接そんなことはないと思いますよ。だって、本当をいうと、兵庫銀行はもっと早く、4月頃に処理策が一度新聞に出たことがあるんですよ。4月26日のことでしたが日本経済新聞に「兵庫銀行に民間・日銀出資」という破綻処理についての大きな予測記事が出て、こんなことを書いてもし大混乱が起これたらどうしてくれる、と抗議したことがあったんです。だから、「機能回復について」で理解が得られるまでは難しいと思っていただけ、そういう手順も整ったから、7月、8月になったらいつ着手してもおかしくない話だったんです。だから、8月の末にそういう準備が整いましたということで、別にこれで急かされたとか、これがなければもっと兵庫や木津を延ばせたということではないし、延ばす意味もなかったと思います。

住友銀行による大和銀行救済合併の報道

【竹中】 大和銀行に関しては、住友銀行が大和銀行を救済合併するという報道が95年11月3日になされていますが、これはかなり実現可能性が低かっただろうと思います。これは、そうでもしないと大和を支えられない状況だったのでこういう発表がなされたということですか。

【西村】 「実現可能性が低い」と(質問項目に)書いてあったので、誰がそんなことを言っているのかと私は不思議だったんですが、そんなことはないですよ。当時は、実現可能性は非常に高かったんじゃないかしら。しかも「嘘の合併発表」と書いてあるけれど、全くそんなことはありません。

これは、非常に残念なことだったけれど、いろいろな誤解も重なってアメリカ当局としては非常に強い措置をとった。実はアメリカではニューヨーク連銀がアメリカの世論から非常に強い批判を受けていたんです。それはなぜかというと、大和銀行が10年間もああいう事件を起こしていればなかった。その間、日本の大蔵省も検査に行っているけれど、それ以上にニューヨーク連銀が検査に行っているわけです。何年も何回も検査に入っているニューヨーク連銀は何をしていたんだということで、アメリカの社会でニューヨーク連銀は矢面に立っていたんです。

ニューヨーク連銀は当時、いやいや、けしからんのは日本ですというところで、そういうクセ球という側面(私が言うと言い訳になっちゃうけれども)もあったと思うんですね。いずれにしても、彼らは強硬な措置をとらざるを得なかった。私は、大和銀行ニューヨーク支店を国外追放するところまでやる必要はなかったと思うし、当時のアメリカの通常のルールとしても、そんな事例はあまりないですよ。私の直接知らないアメリカの大学教授が私に「あの措置は変だ」という手紙を送ってきたぐらいですから、おそらくアメリカの専門家にとっても異例の措置と映ったのだと思います。

いずれにしても、いろいろな事情があつて大和銀行はアメリカから撤退せざるを得なくなった。アメリカから撤退するということは

国際業務ができなくなるということなんですね。アメリカで仕事ができないということは、イギリスでも仕事ができないということだし、世界で仕事ができない。私は、それはきっと大和銀行にとって致命的な影響を与えるだろう。10億ドルの損害よりはるかに深刻な影響を経営に与えて、おそらく彼らは破綻せざるを得ないんじゃないか、と思いました。

しかし、そんなことになったら大和だけの問題でなくなり、日本の金融システムに対する信頼は国際的に失われるし、国内でも大変な混乱が起こってしまうだろう。大和がアメリカから撤退しなければいけないとなったとき、そのまま放置すれば大和銀行の経営が成り立たなくなる。そのことが日本の金融システムに与える影響というのが、私が2年間の（銀行局長としての）行政経験の中で直面した最も深刻な問題だったと、振り返ってみて思います。

どうしたらいいんだろう。それを私以上に深刻に考えた大和銀行の首脳というか元首脳がおられたんですね。その最大の実力者が住友銀行のやはり実力者である首脳と相談をされて、この際大和と住友は統合して一緒に仕事をやっていきたい、ということに合意されました。ですから、実現の可能性がないとかそんなことでは全くないし、当時の最大の実力者同士のお話ですから真剣なお話だったわけです。私のところにも協力を求めに来られました、そういうことで話し合いを進めるので理解してほしいと。もちろん、私にとってもそれは非常に有り難いことだ、日本の金融システムの安定のためにぜひ実現してくださいとお願いました。

ただ、私が非常に気に掛かったのは、そういうことをするとアメリカ当局がへそを曲げるんじゃないかということでした。本当にア

メリカが、大和銀行はけしからん、つぶさなきゃいけない、罰しなきゃいけないとまで思っているとなると、日本政府がサポートして、日本の金融機関同士で支え合っている意味で救済してしまうことに対して、アメリカ当局がどういう反応をするだろうということが非常に心配だったわけです。それで、榊原（英資国際金融局長）君に、「こういうことなんだけれど確かめてくれ」ということで電話をしてもらいました。誰に電話をしたのか知らないけれど、「西村さん、大丈夫です。向こうも喜んでいました」と言うんです。

どういふことかという、アメリカとしてもすごく心配していたわけです。むしろ、ちよつと無理な相当きつめの措置をとったことによって、万が一（日本の）金融機関が破綻してしまうようなことがあったら困ったことだなと。そこまでのつもりはなかったんでしょう。だけど、場合によってはそういうこともあり得るかもしれないと心配していた。そこへそういう連絡が入って、アメリカの当局としても、それはぜひ進めてください、とてもいいことだ、ということだったのだと思います。それで私もほつとして、「我々としてもサポートしますから、どうぞ」ということでした。

でも、結果的には草の根の段階で反発が出た。やはり長年、関西で（お互いに）競争していたものだから、きつと非常な危機に陥ったらそれ以外の方法はなかったと思うけれど、そういうこともあってそこまでの危機には至らなかったんです。だから結局成り立たなかったけれども、私は大和銀行の人は住友銀行に絶対に感謝すべきだと思う。あれで助けてもらったということは否定できない。あの局面でそういうことがなかったら、どこまで行っていたかはわからないけれども、相当な危機に瀕していたことは間違いない。決して

「半ば嘘の発表をした」とかそんなことではないということです。

【竹中】 それは大変、失礼申し上げました。

住専処理の経緯

【竹中】 住専処理もまた長い話だと思います。住専処理の経緯について教えてください、というのも非常におおまかな質問で恐縮ですが、住専処理に踏み切ることを決断されたのはいつぐらいですか。要は、この本の中には、硬軟いろいろな策がある中で、私はこれは処理するという決断をされた。それはヤミの勢力の問題があるというようなことも書かれていたと思います。銀行局長になられたときには、住専問題についてどのように認識されていましたか。

【西村】 私に住専問題を大きな課題として課せられたのは加藤紘一さんです。私が銀行局長になって、当時政調会長だった加藤紘一さんにご挨拶に行ったら、「西村さん、住専問題は非常に重要ですから、ぜひ真剣に取り組んでください」と言われた。ここからは私の推測だけれど、おそらく加藤さんは同じ政治グループの宮澤さんからそう言われていたんじゃないかと思いますね。「あれ、早く処理したほうがいいよ」というお話を宮澤さんから聞いて、私が行ったときにそれを宿題にされたんだろうと思うんです。

私は有力な政治家もそういう問題意識も持っておられるのかと思ったから、まずそれに取り組むかどうかは別として、私の非常に大きな課題だというのは就任したときから思っていました。

【竹中】 就任したときに加藤政調会長からそういうお話があったということですか。

【西村】 そうです。当時、そんなことを言う人はほかにいなかったですよ。94年6月の段階で、「住専問題は大事ですよ」というようなことを明示的におっしゃる方は、政治家にはもちろん、ほかにもあまりいませんでしたね。

【竹中】 就任された当時、住専の経営はかなり（悪い）どころか、不良債権が非常に多い状況でしたか。

【西村】 うーん、ただ、さしあたりの緊急課題としては、さっきも言ったような信用組合とか兵庫銀行とかのほうが焦眉の急を告げていた話であって、住専問題は非常に巨大な問題ではあるけれども、緊急の問題だという認識はそんなになかったですね。

【竹中】 銀行局長に就任されたときに加藤さんからそういうお話があつて、住専問題に本格的に取り組もうと思われたのは、兵庫銀行、木津が終わったあたりからですか。

【西村】 その前でしょうね。兵庫銀行や木津を片付けたら、行政として取り組むべき最後のというかメインイベントは住専問題だと思っていた。だから、木津や兵庫の処理の目処がついたら、すぐに住専問題に取り組ましようと思っていた。

【竹中】 既にお話しになられていることかもしれませんが改めて伺いますと、住専は具体的にはどのようなかたちで処理しようとお考えになっていたのでしょうか。

【西村】 95年の春の段階で既に、例えば野村総研なんかは住専処理のためには1兆円の公的資金が必要だと言っていたんです。メディアにも、住専問題の処理をするためには公的資金の導入が必ず必要だというようなことを言っているところも結構あったんですね。そういうことを言っている、実際に税金を使うという話になった

ら、そう簡単にみんなが納得するわけではないだろう。やはり少し工夫が必要だなと思ったわけです。

それからもう一つは、農林系統はそんな負担能力はないとか、要するに銀行は当時、プロラタ方式といって損失の比例配分ということと言っていたわけだけれど、そんなことをすれば農林系統は数兆円の負担になってしまう。そんな負担をする能力はないだろう。負担できる範囲の負担額、分担額でなければ結論は出ないだろう。

そういうことから考えると、95年夏に住專の緊急検査をやったんですが、その結果、6兆4100億円が第4分類、第4分類というのは確実に損失になっちゃうだろうというものです。第3分類と比べて相当損失になっちゃうだろうというのが1兆2400億円。合わせて7兆6000億円余りが損失として見込まれるような状況でした。だから普通であれば、住專処理案は7兆6000億円をどう処理するかというプランになるべきだったし、途中まではそう考えていたわけです。

7兆6000億円の処理をするになると、直ちに税金をつぎ込まないと、農林系統の負担額を実現可能性のある額に抑えられない。しかしそれは難しいということで、1兆2400億、第3分類の分を先延ばししました、簡単に言えばね。ともかく住專の処理を早くしなければいけない。なぜならば、当時は国際的なマーケットから日本の金融不安の元凶みたいな取り扱いで（僕はちょっとオーバーだったと思うけれど）、そういう話になっていたので早く目処をつけなければいけない。まずは、誰が見てもすぐに処理をしなければいけない、先延ばしの口実がつかない第4分類の6兆4100億を当事者間で処理しちゃう（と考えました）。金を貸している

人たちのあいだでね。

母体行の融資額は3兆5000億ありました。その3兆5000億を引いた残りをほどの比例分担すると、農林系統の負担が1兆円ぐらいになる。それだったら処理可能だろうという印象をもっていたので、まず第4分類の6兆4100億を関係者のあいだで税金を使わずに処理する。しかし、そういう提案をすれば、金融機関から、「じゃ、残りの（第3分類の）1兆2400億はどうするのか。きつと2次ロスという追加ロスが出るでしょう。そのときに、どうせまた私たちに負担しろと言うんでしょう」と言われるに決まっているわけです。私だってそう思う、ロスが生じる。

（それについては）今はわからない。今はそういうロスが生じないようにみんなで努力しましょう。6兆4100億だけでとどまるようにぎりぎりの努力をしましょう。しかし将来、1兆2400億のうちどれだけになるかわからないけれども追加的なロスが出たら、そのときには、国（税金）が半分もつ。しかし半分は民間で処理してください。追加ロスについては公的資金と民間で半分ずつもつ約束をします、というのが当初のスキームでした。

その後、長銀の処理などで2次ロスは全部国が負担するみたいなことになっちゃったけれど、実はもともと住專処理策というのはもつと進んでいて、追加ロスは折半負担みたいなロスシェアリングになっていた。それが原案だったんです。

農林系統が1兆円、あるいは多少値切っても9000億とかほどほどの負担をしていれば、それでござっていいんです。しかし、ご承知のようにそんなに出せないということで、結果的に6850億の税金をこの段階で出さなきゃいけなくなつて紛糾したというこ

とです。

住専処理の評価

【竹中】 いろいろな方がこの最後が決まる経緯について書かれています。農林系金融機関が5300億円以上は出せないということで、その差を埋めるために税金を投入することになりましたが、1兆円程度農林系に負担させると計算式で出すよりも、農林系から（実際には5000億円以上出せたのかもしれないけれども）いったい本当に幾ら出せるのかということ。5000億円か、6000億円か、7000億円ぐらいに詰めて（それはちよっとインチキくさくなってしまうかもしれないが）、そのあとに銀行が幾ら負担できるかというのを探る方法はなかったのでしょうか。もつと言ってしまうと、この第4分類の数字をいじって第3分類に入れたりとか（そういうことを言うとは本当に身も蓋もなくなるかもしれない）、銀行の負担をそういうかたちでもう少し増やすような処理案を考えることはできなかったのでしょうか。

【西村】 まず、6兆4100億というのは夏の段階で検査結果として発表しているから、それを少なくすることはできない。それから、農林系統がそんなに出せないと言ったときに、最後の段階で追加の負担をできませんかという銀行への提案はもちろんしましたけれど、それは銀行側としては納得できない限度を超えた負担ということになるでしょうね。税金の6850億の分も税金をつぎ込む代わりに銀行が出せというのは、理屈がないですね。だいたい私もそんな理屈は考えつかないし。

【竹中】 最後は官房が引き取ってしまったと西野さんの本などには書かれています。仮に税金も出さず、農林系は5300億円しか出さないで、その穴を埋めないで処理しないということは……。でも、処理はすると言ってしまったているからしないわけにいかなかったという状況ですか。

【西村】 うーん、日本の金融システムに対する国際的な不信感が耐えられないものになっちゃうだろうから、処理をしないわけにはいかないでしょうね。もつと言えば、処理をするなどと大見得を切ってしまったくないで、先延ばしの可能性も込めながら現実的に処理策を追求していくという、尻を切らない方法のほうがよかつたんじゃないかということはあるかもしれません。私は、私というよりも当時の大蔵大臣の武村さんが「今年中に処理をします」と公言して年内処理ということが前提になっていたので無理が生じた、という見方もあるかもしれません。しかし、そういうものは時間を切つてやらないとなかなか結論が出ないというのも一面の真理でしょう。

【原田】 最後にもめて、農水もお金を出さないし、民間銀行も出さないと言つてどうしようもなくなったときに、官房が引き取つて6850億円出すことにした。最後は官房と主計がやったと言っている人もいますが、それはそうだったのですか。

【西村】 そうですね。農林省の最終的な交渉相手は、税金をどれくらいいつぎ込むかという予算の問題だということで、主計局というより官房でしょう。官房の主導で最終的な着地点を見つけたということでしょうね。

【原田】 これが非常に世論の反発を受けて、政治的にも大変なことになり、次の処理も非常に難しくなっていました。そういう

ことは官房や主計は考えていたでしようか。

【西村】 おそらく当時は逆のことを考えていたと思うんですね。世の中から、大蔵省は「各局あって一省なし」。財政的に主計局が予算を出せばおさまる話を、銀行局が税金を使わないで処理をしようとして無理をしているものだから決着がつけられない。そういう見方をされているのではないかとおそらく官房は判断したのではないでしようか。

当時も、日本の金融システム安定のために住専処理を1日も早くしろという声は一般的にあつたわけです。皆さんのそういう声を実現するために、非常につらいことだし、財政当局として本当は負担したくないけれども、大蔵省全体の立場から税金をつぎ込む決断をいたしましたということで、各局はあるけれど一省としての意志決定ができないところというような批判に対して応えようという思いが逆にあつたと思う。

もう一つは、当時は、アメリカなんかは6850億をつぎ込む結論が出た後でも6850億ぐらいの税金でこの問題が処理できるわけがないだろうという反応が国際的な大勢でした。いずれにしても、日本はこの不良債権問題を公的資金を使わずに乗り切れることはできない、というのが当時の国際的な見方だったんです。だから、大蔵省でも国際金融局（今の国際局）など国際派から、税金をつぎ込んで1日も早く不良債権問題を解決することは国際的に評価を受けますよというような意見があつた。榊原君なんかはそういう意見だったんです。ぜひ税金をつぎ込むべきだ。それではつきりさせるべきだと。

そういう意見を聞いて決断したかどうかは別として、官房がそう

いう判断をした背景としては、財政の立場、国際金融の立場等いろいろな立場を全体として考えて、大蔵省一つとしての結論が出せました。また、税金をつぎ込んででも1日も早く処理をしろという国際的な声にも応えました。そういう意味で、結果的に国内であいう批判が起きるようなことにはならない（と考えていたのではない）。官房としては非常に意外だったと思いますね。

【竹中】 難しいですね。

【西村】 国際的にはその通りになったんですよ。ジャパン・プレミアムみたいなものもおさまっちゃった。それから、株価は上がって、マーケットからは住専処理は非常に評価されたんです。しかし、もつといえば、当時の新進党かな、自社さ政権をひっくり返すための一つのきっかけにするという政治的な背景の下である意味での政争になっちゃったのが残念なところでしたね。

【竹中】 官房と主計が農林水産省と交渉していることは、耳に入っではいたんですか。いざ税金を出すという話は、最後に官房で会議が開かれるまでは官房が勝手に内々でやっていたということですか。

【西村】 まあ、そういうところは農林省の癖だな（笑）。ほかの省庁はそういうことはあまりないと思うけども、いい意味でも悪い意味でも財政当局と仲が良いのか、財政当局が一番わかってくれると思っっているのは、農林省の一つの癖みたいなところがありますね。

【竹中】 わかりました。

住専処理と長信銀信託銀行

【竹中】 もう一つお伺いしたいのは、これは与謝野（馨）さんがインタビュで回顧されているのですが、住専を破綻処理すると、実は住専に融資している長信銀と信託銀行が膨大な不良債権を抱えることになり、後々金融システムが不安定化する原因になる。特に日本債権信用銀行が経営不安に陥るのはこのときからわかっていただけでもやむを得なかったということを、『犯意なき過ち』（日本経済新聞社編、2000年9月、日本経済新聞出版社）で明言されています。そういうことは既に知られていたのでしょうか。

【西村】 住専処理で経営に一番打撃を受けるのは長信銀・信託だというのは事実でしょう。事実だけでも、だから住専処理を急いだとか、緩めたとか、そういうことはあまりないと思いますね。

【竹中】 これはまた西野さんの本（『検証経済暗雲』）がソースなんです。寺村さんのときに住専の処理を躊躇した最大の理由の一つとして、住専が破綻すると長信銀と信託銀行に膨大な不良債権を生じさせるというのが懸念材料だった、と書いてありました。それで、最終的な破綻処理をするときにもそういうことを意識されていたのかどうか教えていただきたいと思っただけです。

【西村】 早く処理しようと、遅く処理しようと、長信銀・信託が一番大きな影響を受けるのは変わらないので、だから先に延ばしましたとか、早くしましたとかということとは、あまり直接はつながらないですね。

預金保険法改正

【竹中】 これもさんざん聞かれている質問だと思うので恐縮ですが、預金保険法を改正するときに、信用組合を破綻処理するためには公的資金を使えるような形にしました。これは朝日新聞や日経新聞にもさんざん書かれていますが、その法律の中に「等」を入れて、第二地銀や地銀など銀行にも使えるようにしたほうがいいのではないかと、という意見具申が西村局長の部下の方からされたということがありました。しかし、そういうことにはしないことになりました。そのときどういうことをご勘案されて信用組合に限ることにされたのでしょうか。

【西村】 銀行にも特に第二地銀にも公的資金を投入できるようにしてくれというのは、当時の中小金融課長の石井（道遠）君なんかから主張していたけれども、当時国会論議の矢面に立っていた立場から考えると、そういう提案は到底現実的とは思えないです。確かに先のことを考えるとそうしたほうが便利というか、いろいろと道具立てができるから行政がやりやすくなる。それは当然そうだと思う。

しかし、あの頃、住専処理策とか預金保険法の改正とかを国会で議論しているときには、そもそも税金をつぎ込んではいけないという話だったんです。信用組合にすら税金をつぎ込んではいけないという話だった。（つまり）信用組合に関する損失処理のために、将来預金保険の負担が過大になったときには税金をつぎ込めるようにする規定を削れ、というのが当時の国会の野党の議論だったわけです。

それに対して私は、こういう説明を国会でしていました。税金を

使って銀行を救済するつもりは我々にもありません。銀行には自分の不良債権は自分でちゃんと処理してもらおうという建前に変わりはありません。しかし、今のままでは信用組合が破綻したツケみたいなものは預金保険にかぶつてきます。結局、銀行が預金保険料を払って穴埋めせざるを得ないことにすると、信用組合の破綻処理費用を銀行が負担することになってしまふ。そこまでの負担は銀行に負わせないでくださいと。要するに、銀行は自分の始末は自分でする。そこにはちゃんと歯止めをかけるけれども、信用組合が破綻した負担のツケが回つてくるところだけは遮断させてくださいというのが、信用組合には税金を使えることにしてくださいということの理屈づけだったわけです。

だから、そこに銀行を入れてしまうと、その理屈が全然なくなっちゃうんです。なんだ、おまえ、銀行を助けるんだろうと言われたら抗弁できなくなる。だから、将来そういうことが起こるかもしれないけれども、ともかくまず今は（銀行に）信用組合の負担までかぶらせないことが先決だろう、ということが一つ。

もう一つは、金融制度調査会の答申などにも明記されているんだけれども、日本の破綻処理の原則をいろいろ説明するときに、アメリカでも税金を使っていますということがさんざん書いてあるわけです。当時はS&Lの破綻処理だった。アメリカもS&Lの破綻処理については税金を使って不良債権問題の処理を早くやるようにしています。日本もそうしたい。RTC方式で（それは東京共同銀行だったわけけれども）不良債権問題の早期解決を図りたい。「アメリカも」というときに、アメリカは銀行には一文も税金を入れていないんです。今度は入れることになりましたよ。だけど当時は、

アメリカは銀行の破綻処理は自前で全部やる。しかし、S&Lという日本でいえば信用金庫、信用組合の破綻処理にかかったお金を銀行に負担させるようなことはしません、ということでは切りをつけていたんです。日本もアメリカのやり方を見習いたいということですと説明していた。

だから、あるときから銀行も税金を使って助けますという話をすると、過去の説明の辻褄が合わなくなる。だいたい金融制度調査会の答申にもそういう説明がしてあるんです。

だから、中小金融課長が、将来第二地銀が破綻に瀕したときに何の手立てでもなくなりますよと言うのはわかるけれども、そんなことは先の話だよと。ともかくまずは信用組合の負担を（銀行に）負わせないということから出発して、その理解が得られれば、また将来、後任者が考えてくれよ、ということだったわけです。

金融緩和の可能性

【原田】最後に全然違う発想での質問をさせて下さい。90年代の初期にもっと大胆な金融緩和をして物価や資産価格の下落を抑えるという発想は、大蔵省内には全くなかったのですか。

【西村】それは、仮にあつたとしても、銀行局が考える領域というよりも、もう少し広く経済全般を考える立場の人の問題として対応してもらったことだったと思いますね。おそらく当時あまりそういう発想はなかったんじゃないですか。

【原田】マネーサプライの伸びがすごく減っていてデフレになるんじゃないかという発想は、94〜95年にはあつたと思うのですが。

【西村】デフレということが正面に出てきたのは、もつとあとの話じゃないですか。我々銀行行政の立場からすると、デフレは債務負担が重くなる方向だから、確かにむしろインフレのほうが望ましい、そんなことは口が裂けても言えないけれども。私は時々言っていたんですけど、終戦直後の金融危機は案外軽く済んじゃったんです。おそらく日本の最大の金融危機は、終戦直後に戦時債務の打ち切りがGHQによって行われて、日本の銀行は1回、三菱、住友も含めて全部つぶれたんです。

【原田】軍需産業にお金を貸したのを反故にされたということですね。

【西村】全部反故にされちゃったわけだから、ものすごい不良債権ですよ。戦争中の融資なんて全部軍需産業向けだったわけだから。けどなんとか回復した。それは、いろいろな制度的な措置を講じたこともあるけれど、最大の原因はインフレですよ。インフレによって銀行の預金という債務負担が軽減されたということです。

その意味からいうと、バブル崩壊後の金融情勢についても、もしデフレでなくて3〜4%の物価上昇があれば、ああいう事態は起こっていないですよ。地価だってそんなに下がっていないでしょうね。だから、おそらく「失われた10年」の最大の原因はデフレだったんじゃないかと思います。しかし、それじゃどうしたらデフレが防げたのかとか、おまえばインフレになったほうがよかったと思っているのかと言われると、それはなかなか答えにくいことです。ただ、少なくともデフレが金融問題の解決に非常に足枷になりましたねということ、金融行政としては痛感しています。しかし……。

【原田】銀行局のやることだという発想はなかったということですね。

【西村】だから銀行局としてどうしてくれこうしてくれというような性格の話ではないと思っていましたけれどね。

【竹中】そのために官房の調査企画課と話をするというような話にはならなかったということですか。

【西村】うーん、そうですね。

【原田】今のアメリカは日本から学んで、FRBが非常に大胆なことをしてデフレをとめるという発想がありますが、当時の銀行局にはなかったということですね。

【西村】なかったというか、そういう問題提起をする立場にはなかったということでしょうね。

【一同】どうもありがとうございました。